

今治市緑の基本計画

平成21年12月

今 治 市

【目 次】

第1章 計画の目的	1
(1) 計画の背景と目的	
(2) 計画の位置付け	
(3) 目標年次	
(4) 計画の対象区域	
(5) 都市における緑の機能	
第2章 緑の現況と課題	7
1. 今治市の緑の現況	9
(1) 緑の概況	
(2) 緑の現況量	
(3) 緑の量の変遷	
2. 緑に関する市民の意識	13
3. 緑の課題	17
(1) 今治市の状況	
(2) 緑の課題	
第3章 計画の目標	21
1. 緑の将来像	23
(1) 基本理念	
(2) 緑の将来像	
2. 計画の基本方針	27
基本方針1 市民と協働で緑のまちをつくる	
基本方針2 潤いと快適を支える緑の基盤をつくる	
基本方針3 安心とゆとりを支える緑の拠点をつくる	
基本方針4 今治の誇りとなる緑の空間をつくる	
3. 計画のフレーム	29
4. 計画の目標水準	33
(1) 基本目標	
(2) 重点目標	
目標1 公園等の緑を市民とともに育む	
目標2 身近な公園の市民満足度を向上させる	
目標3 市民が主体的に取り組む緑化を進める	
目標4 市街地の緑を守り、増やす	
第4章 施策の基本方向	39
1. 実現のために取り組む施策の考え方	41
(1) 市民と協働で緑のまちをつくるために	
(2) 潤いと快適を支える緑の基盤をつくるために	
(3) 安心とゆとりを支える緑の拠点をつくるために	
(4) 今治の誇りとなる緑の空間をつくるために	
2. 計画推進のための施策	51

第5章 重点目標の達成に向けた施策	55
1. 市民参加の推進	57
(1) 緑化意識の高揚	
(2) 緑の知識の普及	
(3) 市民参加の仕組み	
2. 緑化の推進	65
(1) 民有地の緑化	
(2) 公共空間の緑化	
3. 都市公園等の整備	69
(1) 都市公園の整備	
(2) 都市公園以外の公園緑地の整備	
第6章 緑化重点地区	81
(1) 緑化重点地区の設定	
(2) 緑化重点地区における緑化推進施策	
<参考資料>	85
1. 都市の概況	87
2. 緑の保全・創出の取組と状況	95
(1) 緑の現況量	
(2) 市民、企業の参加・協力等の状況	
(3) 建築物や施設の緑化状況	
(4) 都市公園等の整備と地域制緑地の指定状況	
3. 計画策定の経過	109
4. 用語解説	113

第 1 章 計画の目的

(1) 計画の背景と目的

- 本計画は、今治市の緑を守り、増やしていくため、今後の市民活動や企業活動、行政活動の指針となるものです。
- 緑豊かな環境をつくり育てるため、緑全般について、将来の緑のあるべき姿と、それを実現するための施策を明らかにしています。

今治市は、全国でも類を見ない12市町村という大きな枠組みの中で、平成17年1月に新設合併を果たしました。そして、新今治市の誕生を契機として、平成18年12月には「今治市総合計画」を策定し、新しいまちづくりの歩みを始めています。

このような状況の中、「緑」の分野においても行政ニーズを的確に把握し、これまでも増して緑豊かなまちづくりを推進する必要があります。

本計画は、限られた財源の中で緑を守り、増やしていくため、今後の市民活動や企業活動、行政活動の指針となるものです。将来の緑のあるべき姿を示し、それを実現するため、市民一人ひとりが取り組む緑づくりに対してどのような支援ができるか、また、行政としてどのような施策に取り組むのか、その見通しを明らかにしています。

計画の対象とする緑

- 本計画の対象とする「緑」とは、植物のみを意味するのではなく、それらを含む土地を含めて緑として扱います。

■ 保全する緑…森林、農地、水面・水辺地、社寺境内地など



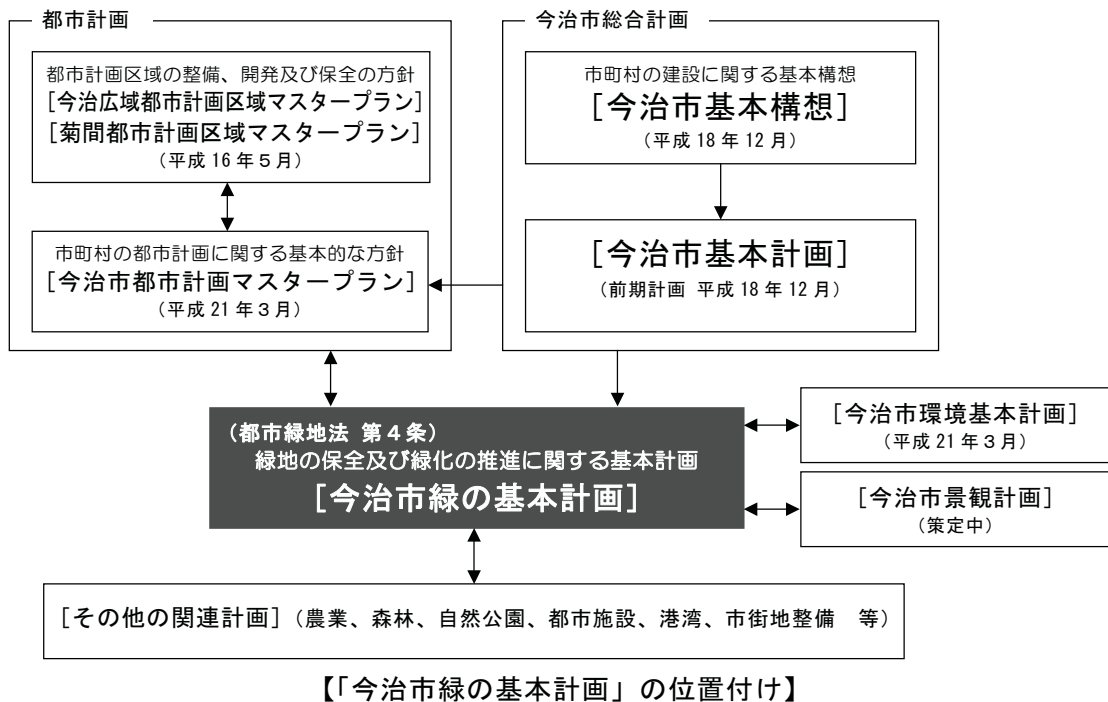
■ 創出する緑…公園緑地、グラウンド、公共空間や民有地の植栽地など



(2) 計画の位置付け

本計画は、都市緑地法に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定したものです。

今治市のまちづくりの指針である「今治市総合計画」等を上位計画として、「今治市環境基本計画」等との整合を図り、これらの緑に関する部門別の計画として位置付けます。



(3) 目標年次

本計画は、中長期的な観点から将来の緑のあるべき姿と、それを実現するための施策の考え方を明らかにするものであるため、おおむね 20 年後の**平成 42 年度** (2030 年度) を目標年次とします。

(4) 計画の対象区域

計画の対象区域は、**市全域** (41,969ha) とします。

ただし、法律的に都市計画区域内において講じられる緑地の保全及び緑化の推進に関する措置については、都市計画区域を対象として定めます。

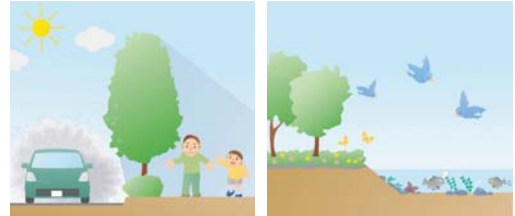
(5) 都市における緑の機能

都市における「緑」の主な機能として、「都市環境の維持・改善」「健康・レクリエーション」「防災」「景観形成」の4つの機能があげられます。

① 都市環境の維持・改善の機能

■ 人と自然が共生する都市環境を確保することができます。

- ・ 樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、気温や騒音・振動の緩和等の機能を有しています。
- ・ 野生生物の生育地・生息地を構成し、郊外から清涼な風を市街地に送りこむ風の道を形成するなど、人と自然が共生する都市環境を形成することができます。



② 健康・レクリエーション機能

■ 緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した余暇空間を確保できます。

- ・ 自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展等に伴い、人々の余暇活動は多様化、高度化、広域化しています。自然とのふれあい志向、健康への関心など、余暇需要は変化しつつあります。
- ・ 緑の持つ多様な機能を活用することにより、人々の余暇需要の変化に対応した余暇空間を確保することができます。



③ 防災機能

■ 災害防止、避難地、救援活動拠点等の機能により、都市の安全を確保できます。

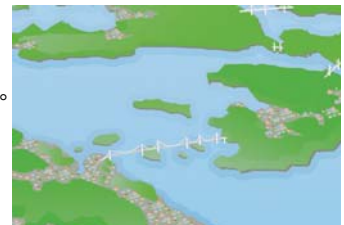
- ・ 森林等の緑は、雨水を一度に流さないで貯めて洪水を予防します。
- ・ 大地震や大火災の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点等として多様な機能を持つことから、緑を適切に確保することにより、都市の安全性・防災性を高めることができます。



④ 景観形成機能

■ 多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成します。

- ・ 緑は地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しています。四季の変化を実感できる生活環境や景観を創出することにより、子どもたちの感受性を育み、生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。
- ・ 緑は地域固有の文化や歴史等と深く関わっており、緑を適切に生かすことにより、個性と魅力あるまちづくりを進めることができます。



第2章 緑の現況と課題

1. 今治市の緑の現況

(1) 緑の概況

今治市は市域の中心を来島海峡が横断し、日本有数の海岸線延長を持ち、山地、丘陵地から低地に至るまで変化に富んだ地勢となっています。

1,000m級の山々が連なる陸地部の高縄山地では、水源涵養機能等の高度発揮に資する森林づくりが進められており、スギ、ヒノキの植林が分布しています。一方、市街地に近い丘陵地では、かつてはアカマツ等が優占していた二次林、果樹園等が分布し、蒼社川と頓田川の下流部に広がる水田やため池等と一体となって郷土の里山景観を形成してきました。また、沿岸部では、瀬戸内海国立公園特有の白砂青松の美しい海岸景観が見られます。

島嶼部は大島、伯方島、大三島、関前諸島等の多くの有人島があります。地形の大部分は、100～150mの丘陵地であり、総体的に傾斜地が多いことから水田は少なく、二次林と果樹園が広く分布しています。



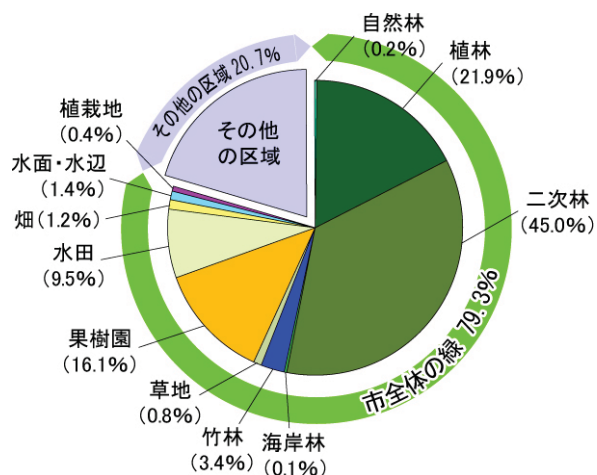
【緑の概況】

(2) 緑の現況量

● 市域の約8割が緑で覆われている

● 市街化区域等に占める緑の割合は18.8%、その約5割が水田

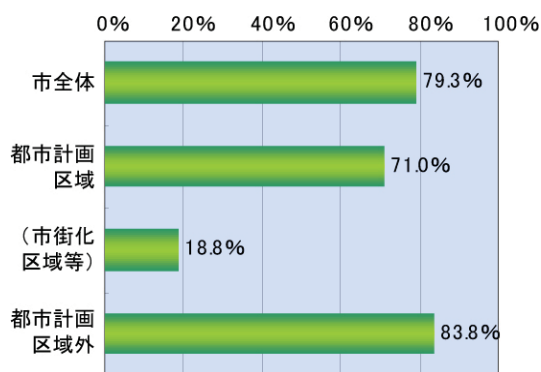
- ・ 市域面積に占める緑の割合は79.3%であり、その内の約7割が二次林や植林となっています。
- ・ 都市計画区域や市街化区域等といった立地別に占める緑の割合を見ると、都市計画区域に占める緑の割合は71.0%となっています。一方、市街化区域等に占める緑の割合は18.8%であり、その内の約5割は水田となっています。



【市域面積に占める緑の割合】

注1：平成19年4月1日現在

注2：() 内の数字 (%) は構成比



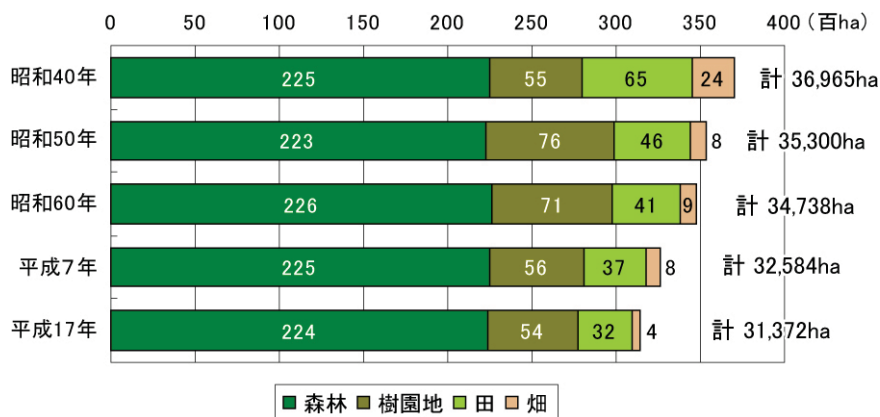
【立地別の区域面積に占める緑の割合】

注：平成19年4月1日現在

(3) 緑の量の変遷

● 市街地の拡大とともに農地が減少

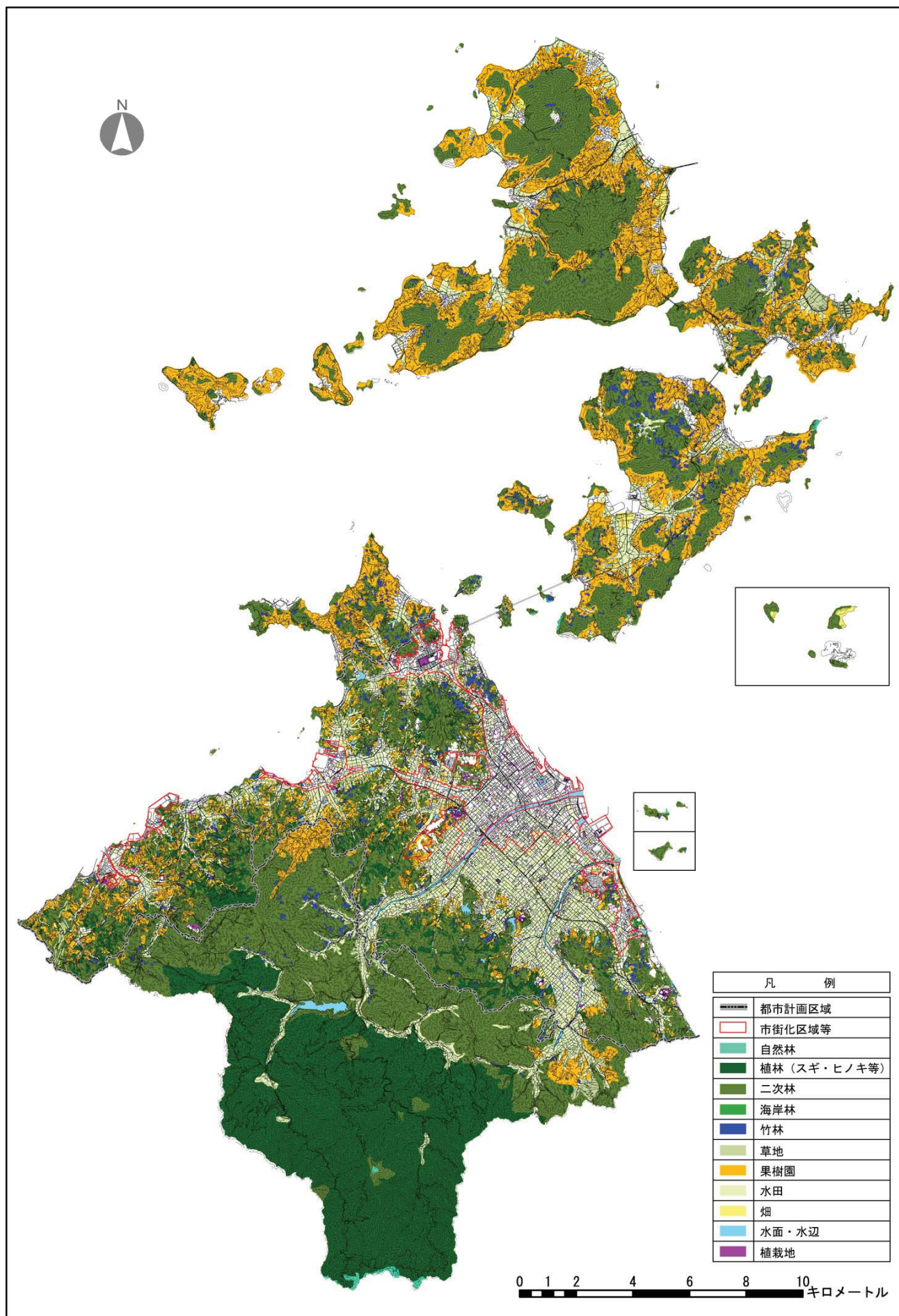
- ・ これまでの都市化の進展に伴い今治市の森林や農地の緑は、昭和40年から平成17年の間で約15%、面積では5,593ha減少しています。
- ・ 特に、宅地開発等の市街地の拡大に伴い農地が減少しています。



【緑の量の変遷】

資料：愛媛県林業政策課資料（森林の面積）、耕地面積調査（樹園地、田、畑の面積）

注：樹園地、田、畑の面積については、耕地面積調査の結果が標本実測調査による推定値であり面積誤差が大きいと考えられることから、上記の「緑の現況量」と整合を図るため補正している。



【今治市の緑の現況】

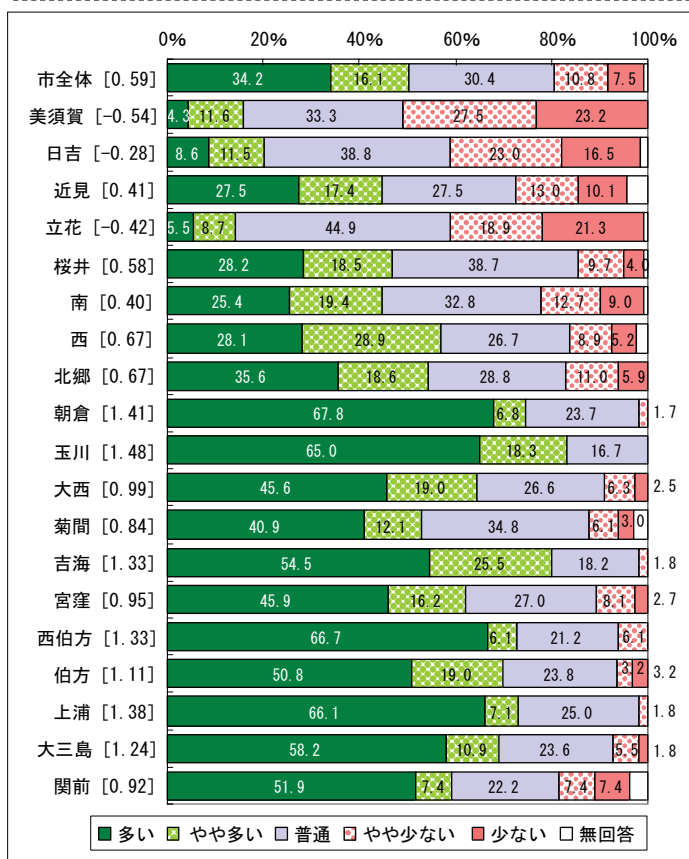
2. 緑に関する市民の意識

平成 19 年 10 月にアンケート記入方式により、緑のまちづくりに関する市民意向調査（20 歳以上の市民 3,000 人を無作為抽出、有効回収率 51.0%）を実施しました。

その結果の概要は次のとおりです。

● 市中心部の緑の量と身近な公園の質に不満

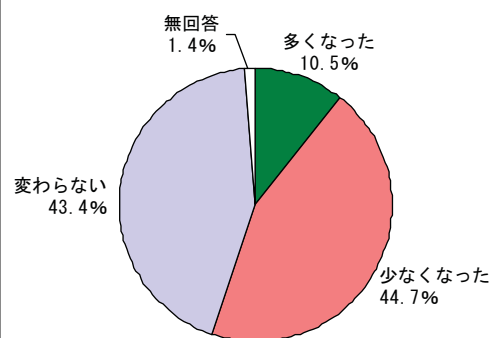
問：住まい周辺の「緑」の量は多いと思いますか。



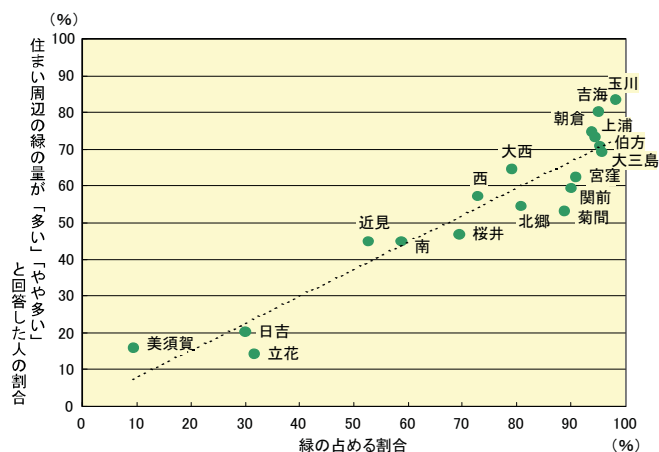
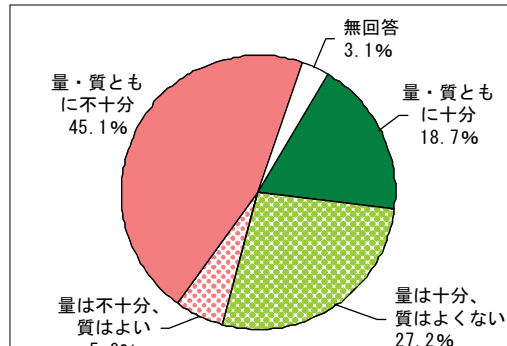
注 1：[] 内の数値は 5 段階評価の評価点

注 2：5 段階評価＝（多い×2 点＋やや多い×1 点＋普通×0 点－やや不満×1 点－不満×2 点）÷（全体件数－無回答）

問：住まい周辺の「緑」の量は、住み始めた頃と比べてどのように変化しましたか。



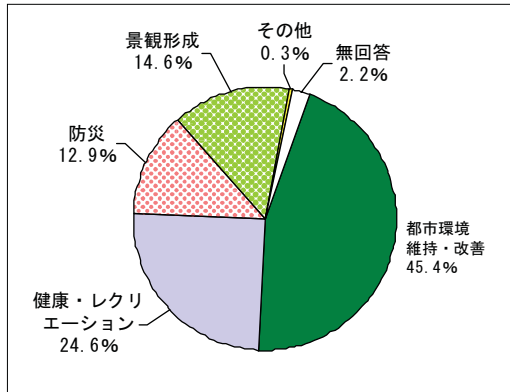
問：住まい周辺の公園や広場について、どのような印象を持っていますか。



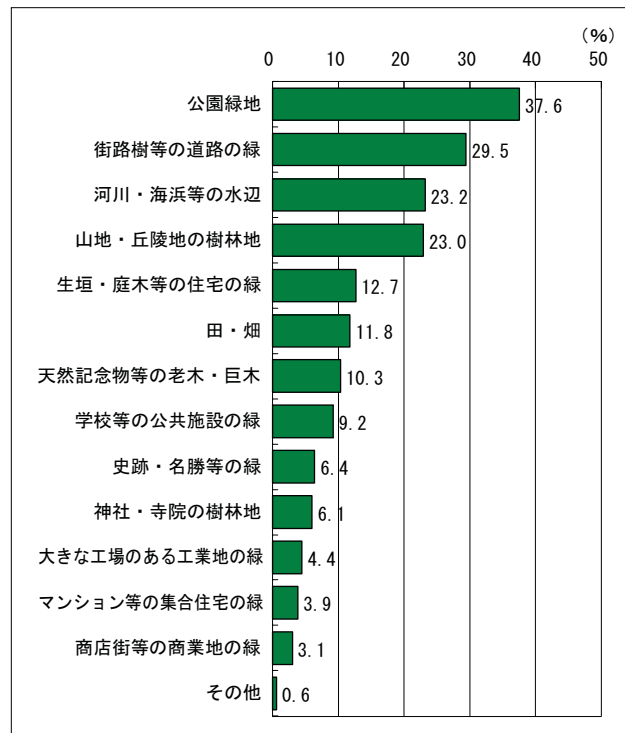
- ・ 左のグラフは、縦軸にアンケートで住まい周辺の緑の量が「多い」「やや多い」と回答した人の合計の割合を示し、横軸には、それぞれの中学校区に占める緑の割合を示したものです。
- ・ 市中心部に位置する美須賀、日吉、立花校区では、他の校区に比べて、特に、緑の量に満足していない方が多く、実際に緑の量が少ないことが分かります。

- 緑に期待する効果は都市環境の維持・改善、健康・レクリエーション
- 守りたい・増やしたい緑は公園緑地と街路樹、河川・海浜や森林

問: 緑の主な機能のうち、特にあなたが緑に期待する効果は何ですか。

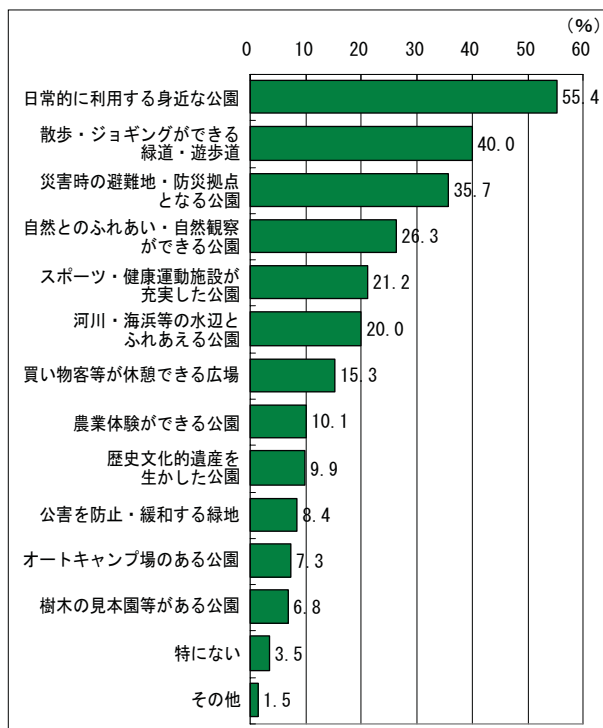


問: あなたが思う、守りたい・増やしたい「緑」は何ですか。

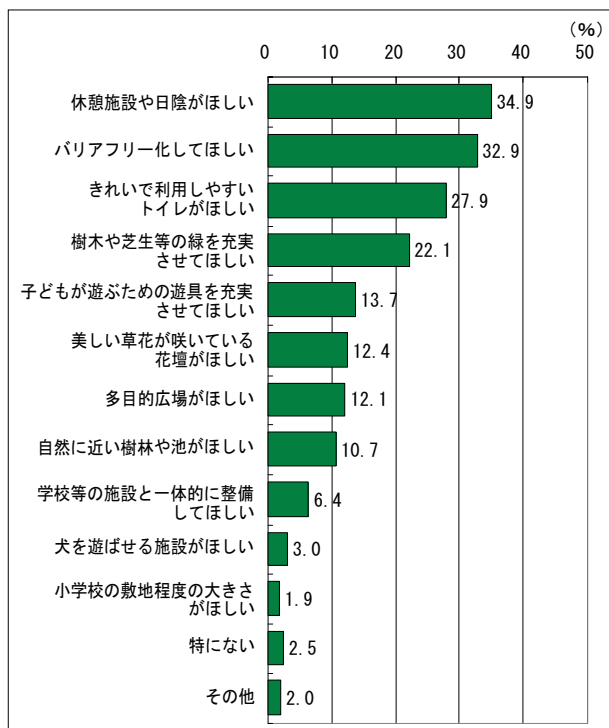


- 増やしてほしい公園は、世代を越えて身近な公園に高いニーズ

問: 今後、増やしてほしい公園は、どのような公園ですか。

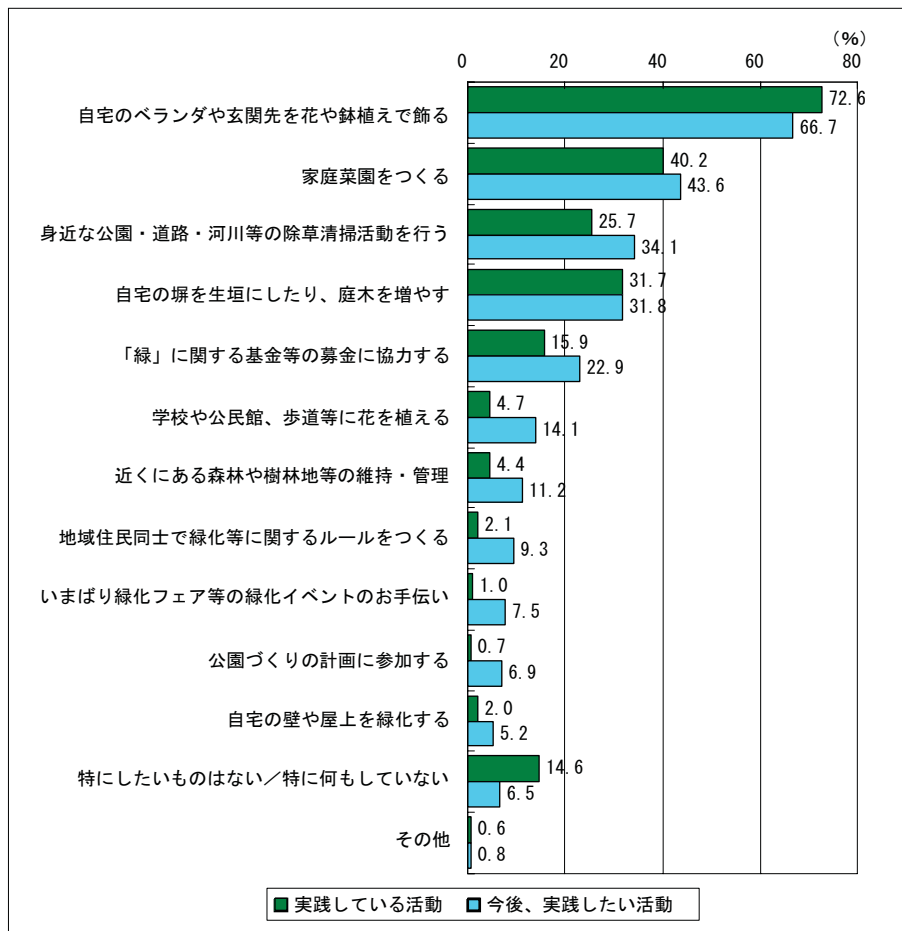


問: 日常的に利用する身近な公園を整備する時に、特に重要視する事項は何ですか。



● 個人レベルの活動から地域ぐるみの活動への参加意欲が増加

問：「緑」を守り、増やすために今後、あなたが実践したい活動は何ですか。（現在、実践している活動も含む。）



3. 緑の課題

(1) 今治市の状況

① 社会状況の変化

- ・ 市町村合併により今治市は、市域の真ん中を来島海峡が横断し、その海峡を囲むように市街地から郊外・内陸の農業地帯、瀬戸内の島々まで、多種多様な地域を併せ持つという特性を有しています。
- ・ 瀬戸内海の風光明媚な景観と、大山祇神社や水軍城跡等の歴史遺産、瀬戸内しまなみ海道等の観光資源に恵まれているほか、大型船の生産実績が国内の4分の1を占めるなど、造船・海運都市としても将来が期待されています。
- ・ 人口は減少傾向が続いています。平成17年の人口は173,983人で、昭和60年から平成17年の20年間で13.7%、約2.4万人減少しています。
- ・ 高齢化が進展しています。平成17年の高齢化率は25.5%で、全国平均20.1%と愛媛県平均24.0%をそれぞれ5.4ポイント、1.5ポイント上回っています。
- ・ 南海地震等の大規模地震発生の切迫性が高まっています。
- ・ 財政制約等から社会資本の整備における選択と集中、多様な主体による整備・保全・管理の協働が求められています。

② まちづくりの方向

平成18年12月に策定した「今治市総合計画」では、新しい今治市の将来像を掲げ、今後の施策の展開方向等を示しています。

■ 今治市総合計画（平成18年12月）

● 市の課題

- 1) 人口の減少と人口構造の少子高齢化の進展に伴う活力の減少と行政経費の増大
- 2) 基幹産業及び農林水産業の振興
- 3) 中心市街地の活性化
- 4) 新都市整備の適正な推進
- 5) 財政構造の硬直化と行財政運営のひっ迫化 など

● 将来像

「ゆとり彩りものづくり みんなで奏でる 海響都市 いまばり」

● 施策の展開方向

- 1) 産業振興と交流が響き合う海の都のまちづくり
- 2) 次代を担う人材育成を行い自己実現が可能なまちづくり
- 3) 地域特性を活かしてみんなで創る多彩で魅力的なまちづくり

● 将来人口

将来の人口見通しは平成27年で16万人（高齢化率は約33%）

(2) 緑の課題

- 「暮らし」「環境」「活力」「安全」の視点から、今治市のまちづくりの方向や緑の役割等を踏まえ、緑のまちづくりの課題をまとめています。
- 課題解決に向けた施策の展開に当たっては、特に、市民に身近な「暮らし」「環境」の視点を重要視します。そのため本計画では、これらの視点から重点目標を設定し、その目標の達成に向けて優先的に実施または検討する施策を示します。

暮らし

- 若い世代が暮らしやすいまちづくり、コンパクトで効率的な質の高いまちづくり

課題① 良好な子育て環境や高齢者の憩いの場となる身近な公園の整備

- ・ 市民意向調査から、身近な公園の整備・充実を市民が強く望んでいます。
- ・ 特に、質に対する不満が大きく、整備されてから時間が経過した公園では、施設の老朽化や樹木・雑草の繁茂のほか、子どもが安全で安心して遊べる遊び場の不足、高齢化に伴う利用者の変化など、利用者ニーズと合っていない状況が見られます。
- ・ その一方で、都市公園整備の進展に伴う維持管理費や老朽化した施設の再整備の必要性も増加しています。

課題② 公園管理等における市民との協働の仕組みの構築

- ・ 都市公園整備の進展に伴う管理面積の拡大だけでなく、市民ニーズの多様化や管理の複雑化など、厳しい財政状況の下で公園の維持管理費は増加の傾向にあります。
- ・ その一方で、市民意向調査では、市民の地域ぐるみでの緑づくりの活動への参加意欲は高まりを見せています。
- ・ 市民参加による公園管理等の活動は、単に公園管理の効率化のみならず、活動を通じたコミュニティの醸成や活性化、生きがいつくり等にもつながるものです。

課題③ 住宅地や中心市街地における緑による景観向上

- ・ 今治市では郊外部に比べ市街地内の緑が不足しており、まとまりのある民有地の緑は少ない状況です。
- ・ ゆとりのある戸建て住宅地では、地区全体として比較的緑の多い地区が見られますが、ブロック塀の住宅も多く、さらに緑化の余地があると考えられます。
- ・ 緑の不足している中心市街地では、緑化の面から生活環境や都市景観の向上を図る必要がありますが、建築物の敷地に緑化するためのスペースが少ない状況にあります。

環 境

- 身近な環境問題に取り組むまちづくり、市町村合併により森林面積は大幅に拡大

課題④ 市民の環境保全や緑化意識の高揚

- ・ 市民との協働による緑のまちづくりを進めるに当たっての基本的な課題は、市民一人ひとりの環境保全や緑化意識を高めることです。
- ・ また、市民意向調査では公園や街路樹の現状について、ごみや犬のフンなど利用者のマナーの問題を指摘する声も多く、このことは、既存の公園に対する不満の原因の1つであるとも考えられます。

課題⑤ 水源の森や市街地に近接した樹林地の保全・管理

- ・ 市民意向調査から、森林等の樹林地の保全に対する関心が高いことが分かりますが、開発抑制としての保全については、都市計画法及び他法令による土地利用規制により、おおむね担保できる状況になっています。
- ・ その一方で、温暖寡雨である今治市においては、水源林としての森林の機能保全が重要です。また、少子高齢化の進展等により放置された森林や竹林の増加、松枯れの急激な進行など、森林の荒廃が問題点としてあげられます。

活 力

- “海のまち”の歴史文化を生かしたまちづくり、「海響都市 いまばり」の実現

課題⑥ 中心市街地、今治新都市における魅力ある緑づくり

- ・ 中心市街地及び今治新都市は、「今治市都市計画マスタープラン」において、都市機能の集積を図る今治市の都市構造上、枢要な区域となっています。

課題⑦ しまなみ景観や多彩な自然・歴史を生かした観光・交流を誘発する緑づくり

- ・ 今治市には能島城跡や今治城跡等の史跡、波止浜や八幡山等の名勝、大山祇神社のクスノキ群や医王池の湿地植物等の天然記念物といった指定文化財のほか、四国霊場とへんろ道など数多くの歴史的資源が存在しています。
- ・ また、燧灘沿岸の海岸松林は、「日本の渚 100 選」や「日本の白砂青松 100 選」に選ばれている美しい砂浜海岸を構成しています。これらの緑は、多くの先人の努力によって造成されてきた樹林地であり、今治市の貴重な自然的・文化的資源となっています。

安 全

● 地震防災対策の充実、安全・安心に暮らせるまちづくり

課題⑧

災害時の避難場所や防災活動拠点、復旧復興拠点等となる公園等の確保

- ・ 近年、日本全国で災害が頻発しており、安全・安心に対する市民の意識は高く、市民意向調査では、災害時の避難地・防災拠点となる公園の整備・充実が望まれています。
- ・ 愛媛県の被害想定によると今治市では、中央構造線による地震と南海地震により大きな被害が生じると予測されています。
- ・ 特に、南海地震等の大規模地震発生の切迫性が高まっています。

第 3 章 計画の目標

1. 緑の将来像

(1) 基本理念

基本理念

今治市の緑のまちづくりにおいては、市民一人ひとりが高い環境意識を持ち、市民、企業、行政等の協働の下で、市民共有の財産である自然的環境や歴史的風土を守り、身近なところから緑を生み出し、これらの緑をみんなで育てていきます。

そして、緑のまちづくりがコミュニティの醸成へとつながり、緑のまちづくりを通じて、「住む人が誇りに思うまち」「訪れる人が住んでみたいまち」の創造につなげていきます。

緑は、市民生活を支える社会資本ともいえるものであり、市民の健康と安全、ゆとりと安らぎ、そして魅力あるまちづくりには欠かせません。近年、総人口が減少していく社会情勢の下で今治市が持続的に発展するためには、豊かな自然の中で、市民が豊かさを実感できる生活環境の向上が大切になるとともに、地球規模の環境問題も視野に入れた緑との関わりがこれまで以上に求められます。

また、市域の真ん中を来島海峡が横断し、この海峡を囲んで多種多様な地域を併せ持つ今治市では、美しい多島海の景観に代表される自然的環境や「海のまち」を象徴する歴史的風土が郷土への愛着と誇りを培い、さらには来訪者を惹きつける魅力となります。

本計画は、このように多様な役割を担っている今治市の緑を将来にわたり望ましい姿で保全するとともに、身近なところから新たに生み出すことを目指すものです。そのため、市民・企業・行政など様々な主体が協力し連携することが必要です。

(2) 緑の将来像

計画のテーマ

緑豊かな海響都市 いまばり

－海と山、今と昔、人と自然のつながりをめざして－

緑の将来像

① 海と山のつながり

● 山から海に至る健全な自然の水循環が維持されています。

- ・ 健全な自然の水循環とは、緑が大地に水を蓄え、空から降った雨が“ゆっくり”と山から海に流れることです。このような水循環を維持するため、市民の水源地である豊かな森林が健全な姿で受け継がれ、河川を介して豊かな海を育んでいます。
- ・ 山と海をつなぐ河川沿いには、広がりのある農地や公園緑地、緑豊かな市街地など、多様な緑が保全、創出されています。

② 今と昔のつながり

● “海のまち”である歴史が緑とともに継承され、まちの魅力が高まっています。

- ・ 今治市固有の歴史と文化を育んできた緑が健全な姿で受け継がれ、市民の憩いの場としての利用や観光振興等にも役立っています。
- ・ 新たな今治らしさを象徴する、豊かな自然や歴史・文化を生かした緑の空間が形成され、まちの個性や魅力をつくっています。

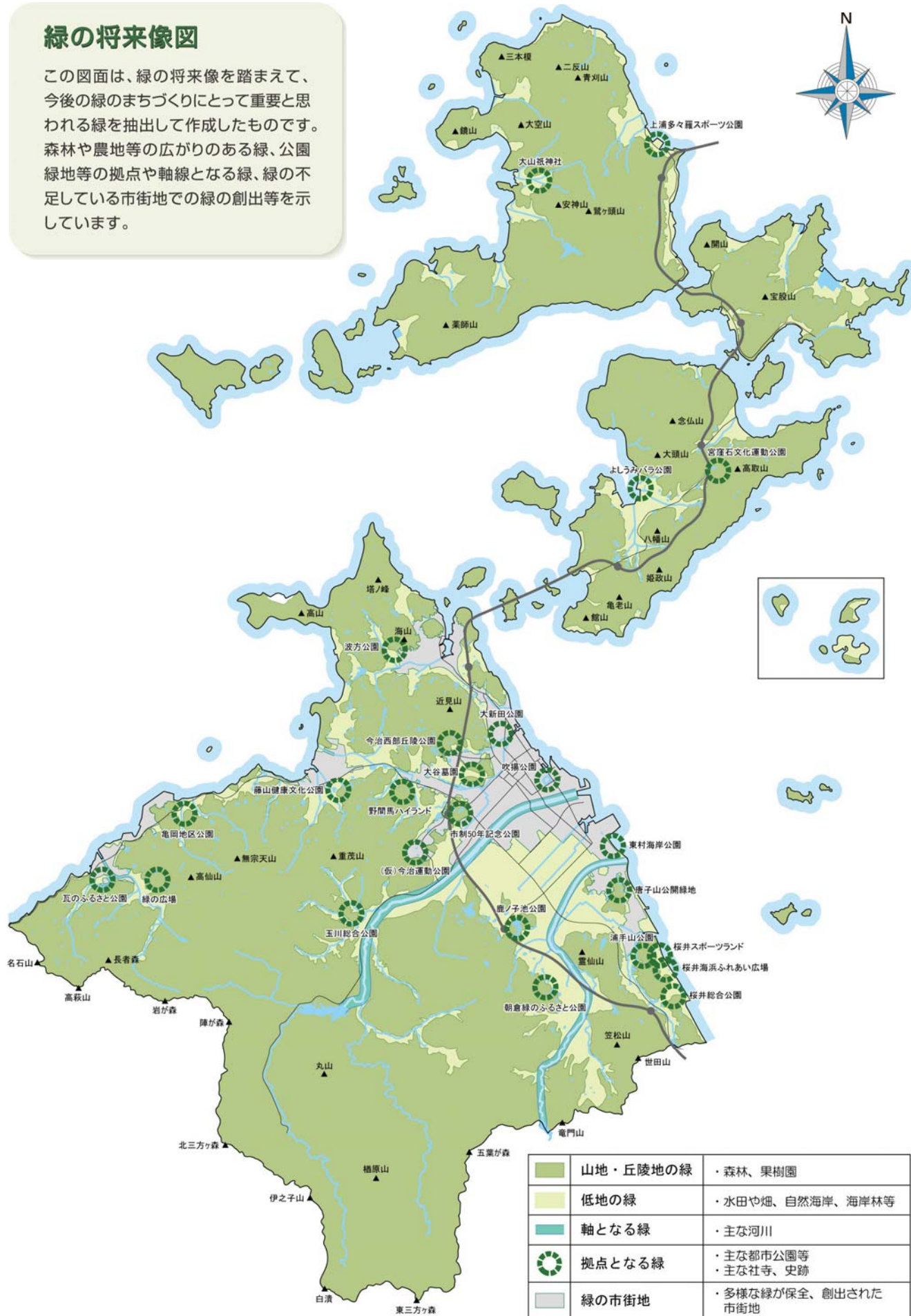
③ 人と自然のつながり

● 原風景をつくり、多様な生き物を育む里山の保全に向けた取組が行われています。

- ・ 様々な人との関わりの中で維持されてきた里地里山の大切さを見直し、変わりつつある今治市の原風景と生物多様性の保全、回復に向けた取組が行われています。
- ・ 自然とふれあえる空間づくりなど里山の環境整備が進められ、希少な動植物の生育・生息環境が保全されています。

緑の将来像図

この図面は、緑の将来像を踏まえて、今後の緑のまちづくりにとって重要と思われる緑を抽出して作成したものです。森林や農地等の広がりのある緑、公園緑地等の拠点や軸線となる緑、緑の不足している市街地での緑の創出等を示しています。



【緑の将来像】

2. 計画の基本方針

市民参加・協働、緑の保全と都市緑化、都市公園等の整備、今治らしい風景や歴史的風土の保全等について、緑の将来像を実現するための基本的な考え方を基本方針として設定します。

基本方針1. 市民と協働で緑のまちをつくる

地方分権が進み、地域の創意工夫を生かした市民主体のまちづくりの取組がこれまで以上に求められている中で、緑のまちづくりに対する市民の参加意欲も高まりを見せています。

また、厳しい財政状況や市民ニーズが多様化する中で、効果的に緑を保全、創出し、育成していくためには、市民、企業、行政等が役割分担しながら、ともに取り組んでいくことが不可欠となっています。

今後は、こうした動きと連携しながら、まちの使い手である市民との協働による緑のまちづくりを積極的に推進していくことで、企業等の地域に関わる多くの人々が参加し、様々な主体の協働による息の長い取組を目指していきます。

そのため、市民一人ひとりが緑に対する愛着心を育み、市民をはじめとした様々な主体が緑のまちづくりに参加しやすい仕組みづくりを進めます。

基本方針2. 潤いと快適を支える緑の基盤をつくる

これまでの人口・経済ともに右肩上がりの成長を前提とした「都市化」の時代から、「地球環境」や「都市の成熟化」の時代へと変わりつつある中で、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりが望まれています。

自然的環境を構成する緑は、水源の^{かんよう}涵養、地球温暖化防止や生物多様性の保全など、環境保全上極めて重要なものであり、これらを健全な姿で受け継いでいくため、山地・丘陵地の樹林地をはじめ、河川、ため池等の水辺地や農地、海岸林、社寺林等の適正な保全・育成に努めます。

また、公園・緑地、道路、河川、学校等の公共空間の緑化と併せて、個々の住宅から商業施設や工場に至るまで、市街地の緑の量的拡大や質的充実を図り、人と自然が共生し、潤いがあり快適な生活環境を支える緑の基盤づくりを進めます。

基本方針3. 安心とゆとりを支える緑の拠点をつくる

都市公園等の公園・緑地は、市民のゆとり、健康づくりを支える緑の拠点として利用されているとともに、予期せぬ災害が発生した場合の安全を確保するうえで重要な役割を果たします。

また、少子高齢化が確実に進行している社会情勢の下、都市公園等の公園・緑地は、社会全体で子どもを健全に育てていくための育児空間や高齢者の社交空間であり、地域の交流の場として必要不可欠なコミュニティ施設となっています。

今後は、市民が日常的に利用する住区基幹公園等の身近な公園については、良好な子育て環境や高齢者の憩いの場となるよう質的な充実を重視していくとともに、人口動向等を踏まえつつ量的な拡大についても継続して取り組みます。

また、多様な市民活動やスポーツ・レクリエーションニーズに対応する大規模な都市公園等についても整備・充実を図り、市民一人ひとりが安らぎと生きがいを持ちながら、健やかに安心して暮らせるよう、これを支える緑の拠点づくりを進めます。

基本方針4. 今治の誇りとなる緑の空間をつくる

瀬戸内しまなみ海道の開通によって、中四国の交流拠点として発展が期待されている今治市においては、多くの人々が訪れる魅力あるまちを目指していくために、まちの個性や魅力を緑とともに高めていく必要があります。

そのため、今治市のみならずわが国の優れた国土美として欠くことのできない名勝地、海事文化を物語る歴史的建造物や城跡等の史跡、さらには四国霊場 88 か所の札所寺院とへんろ道など、海とともに発展してきた歴史を持つ今治市において、これら先人達が培ってきた海にまつわる風景や樹林地等の緑と一体となって醸し出す歴史的風土を健全な姿で受け継いでいくとともに、交流・観光資源として活用を図ります。

また、今治港をはじめ、今治駅、瀬戸内しまなみ海道等の出入り口周辺は、今治市の玄関口として、まちのイメージを直感しやすい場所であることから、訪れる人をもてなし、多くの人々が集い交流する緑の空間づくりを進めます。

3. 計画のフレーム

① 人口の見通し

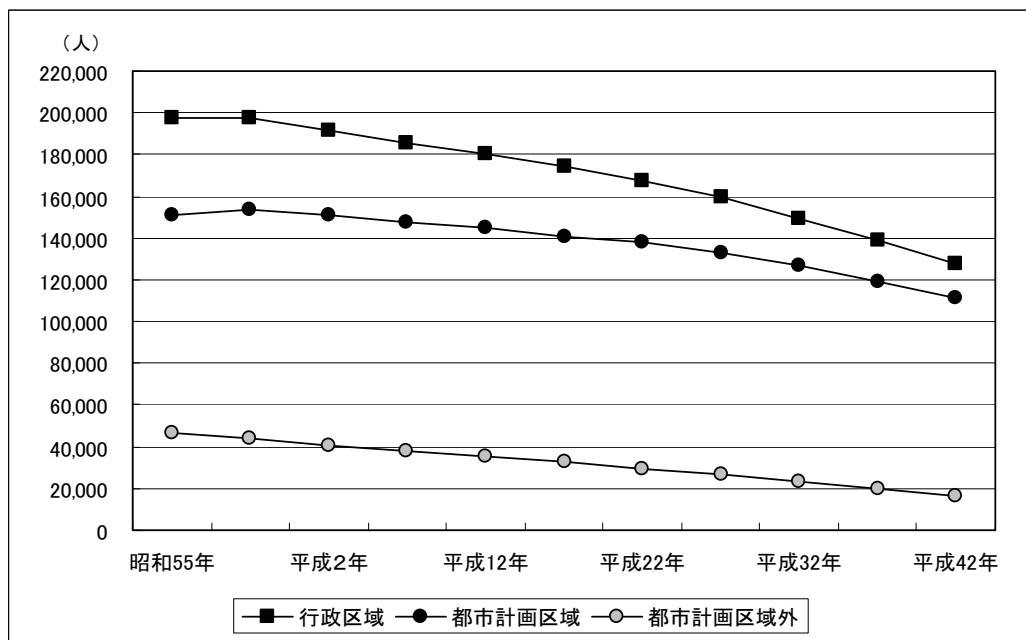
「今治市総合計画」における将来人口推計結果に基づき、目標年次における人口を次のとおり設定します。

【人口の見通し】

単位：人

	平成 17 年	中間年次 (平成 32 年度)	目標年次 (平成 42 年度)
行政区域	173,983	149,500	127,900
都市計画区域	141,007	126,500	111,600

資料：平成 17 年人口は国勢調査



【人口の見通し】

② 市街地の規模

将来人口の減少が予想されることを踏まえ、目標年次における市街化区域等の面積は現状の規模を維持するものとし、次のとおり設定します。

【市街地の規模】

単位：ha

	平成 17 年	中間年次 (平成 32 年度)	目標年次 (平成 42 年度)
市街化区域等の規模	2,477.7	2,477.7	2,477.7

注：市街化区域等には、今治広域都市計画区域の市街化区域及び菊間都市計画区域の用途地域が指定されている区域が該当する。

③ 住区の設定

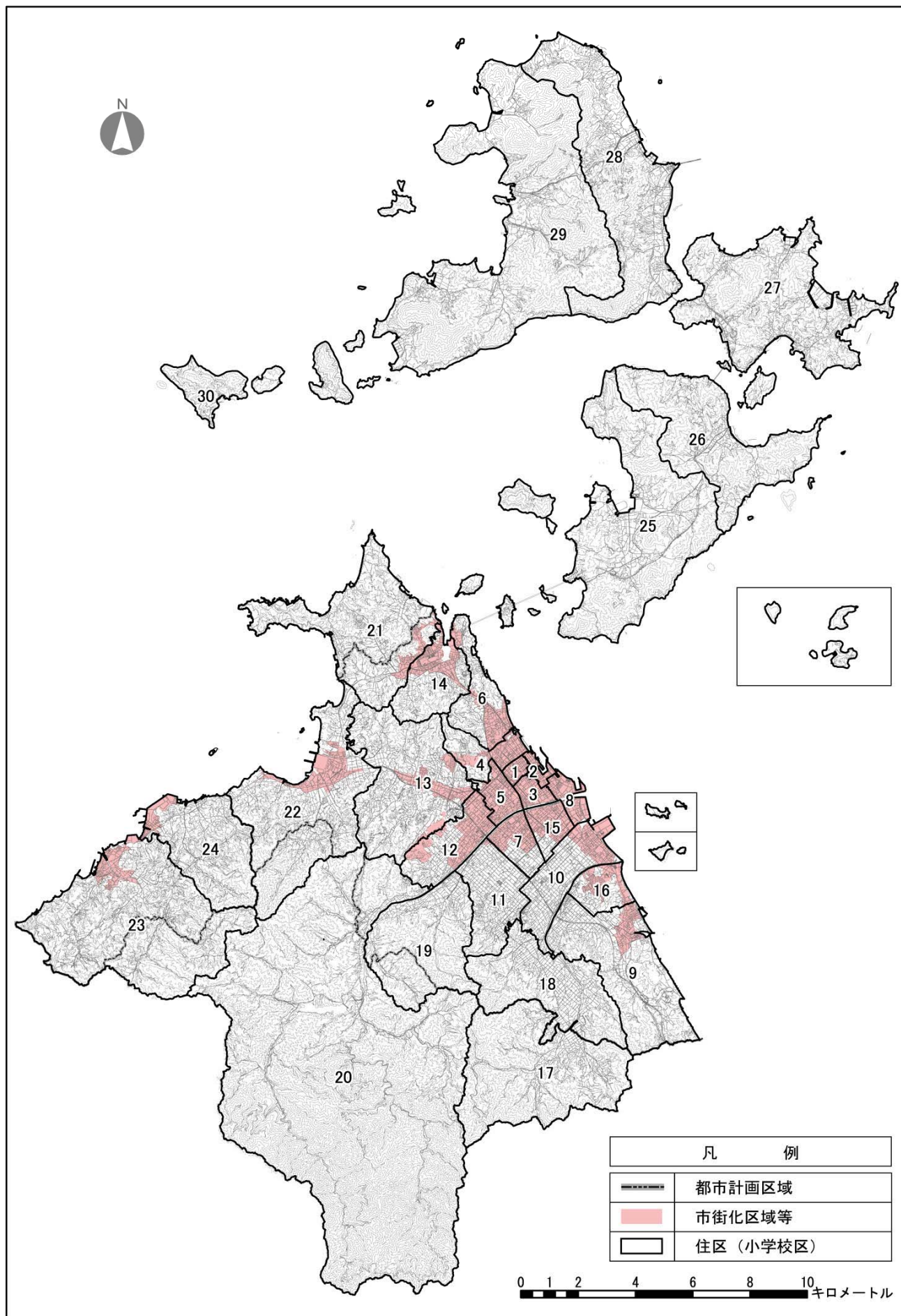
住区とは、身近な公園の整備を検討するための基本単位となるものです。本計画では小学校区を住区として設定します。

【住区の設定】

単位：ha、人、世帯

住区 番号	住区名称 (校区名称)	面 積	人 口	世帯数	備 考
1	今治	58	2,671	1,088	
2	美須賀	125	2,700	1,241	比岐島分校含む
3	日吉	105	3,978	1,692	
4	別宮	312	7,355	3,235	
5	常盤	190	11,261	5,019	
6	近見	486	7,590	3,089	
7	立花	249	9,248	3,868	
8	城東	144	4,225	1,839	
9	桜井	1,364	9,778	3,609	
10	富田	622	11,367	4,238	
11	清水	632	7,337	2,712	
12	日高	518	9,587	3,779	
13	乃万	1,569	8,181	3,055	
14	波止浜	629	6,042	2,438	
15	鳥生	206	8,299	3,414	
16	国分	276	5,661	2,119	
17	上朝	1,925	1,625	579	
18	下朝	1,202	3,191	1,068	
19	鴨部	1,239	2,538	888	
20	九和	9,151	3,111	1,109	
21	波方	1,572	9,426	3,322	
22	大西	1,883	8,704	3,170	
23	菊間	2,651	4,890	1,860	
24	亀岡	1,046	2,273	823	
25	吉海	2,772	4,399	1,873	
26	宮窪	1,839	3,391	1,267	
27	伯方	2,086	7,328	2,978	
28	上浦	2,232	3,385	1,509	
29	大三島	4,334	3,769	1,782	
30	岡村	552	673	352	
合 計		41,969	173,983	69,015	

資料：人口及び世帯数は平成 17 年国勢調査（ただし、住区別の集計は参考値）



【住区の設定】

4. 計画の目標水準

計画全体に係る基本目標として、市全体における緑の総量目標を設定します。

また、本計画に基づく施策の推進に当たり、その効果を市民が実感できる目標・指標として、重点目標を設定します。

■ 目標・指標に期待される役割

緑の基本計画は、長期的な観点から緑のまちづくりの取組の方向を定めるものです。このような長期的な計画では、まず、計画で実現すべき目標を設定し、あわせて目標の達成状況が客観的に評価できるよう、できるだけ数値化した指標を設定することが重要と考えます。

また、このような目標・指標の設定により次のような効果が期待されます。

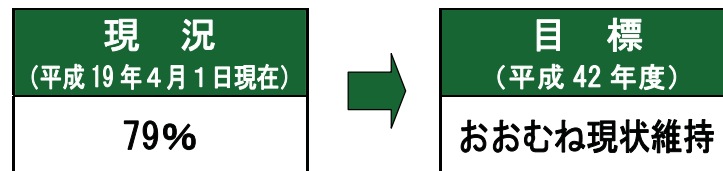
- ・ 計画の進捗状況を定量的に把握し、計画全体の進捗状況の評価に活用することで計画の実効性を高めます。
- ・ 目標・指標を提示することにより、緑の基本計画で今後、優先的・重点的に取り組む施策の考え方を市民に分かり易い形で示すことができます。
- ・ 目標・指標を提示することにより、市民、企業等の各主体に自発的な取組を促すメッセージを送るという役割が期待されます。

(1) 基本目標

- 恵まれた自然的環境や歴史的風土を将来にわたって保全し、身近な緑の創出に取り組むことにより、現在の市域面積に対する緑の量を維持します。

【指標】

- ・ 市全域における緑の割合



(2) 重点目標

目標1 公園等の緑を市民とともに育む

【指標】

- ・ 緑の保全、管理における市民、企業のボランティア活動数

■市民、企業ボランティアの活動団体数

現 況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)	目 標 (平成 42 年度)
37 団体	67 団体

■企業の森林づくり活動への参加企業数（累計）

現 況 (平成 19 年 8 月 22 日現在)	目 標 (平成 42 年度)
1 企業	7 企業



● 指標の定義

- ・ 市民、企業ボランティアの活動団体は、アドプト制度等により、関係機関や今治市と身近な緑の管理を中心とした活動協定を締結した団体及び、緑の少年団をいいます。
- ・ 企業の森林づくり活動への参加企業は、土地所有者や関係機関、今治市と森林づくり活動協定を締結した企業をいいます。

● 指標として定めた理由

- ・ 市民、企業と協力して、緑を保全、管理していくための指標です。
- ・ 市民生活に密着した身近な緑の管理は、地域ぐるみでの活動がしやすく、そのような活動を通じた緑とふれあう機会の拡大は、緑の質の向上に加えて、市民の緑化意識の高揚、コミュニティの醸成や活性化にもつながります。また近年、環境問題への関心が高まっている中で、企業の社会貢献活動による緑づくりへの参画が期待されます。そのため、この指標としました。

目標 2

身近な公園の市民満足度を向上させる

【指標】

- ・ 身近な公園の再整備箇所数

平成 42 年度までに 40 箇所整備



● 指標の定義

- ・ 市民の日常的な交流の場や遊びの場となる住区基幹公園及びこれに準ずる公園で、平成 19 年 4 月 1 日以降に再整備する箇所数をいいます。（再整備にはバリアフリー化を含みます。）

● 指標として定めた理由

- ・ 良好な子育て環境や高齢者の憩いの場となる公園を充実させ、身近な公園に対する市民の満足度を向上させるための指標です。
- ・ 将来人口の減少が見込まれる今治市では、公園の量的拡大を目指す考え方を転換し、新規整備から既設公園を有効活用した質の向上に重点的に取り組みます。そのため、良好な子育て環境や高齢者の憩いの場となる身近な公園の充実については、既設公園の再整備を基本とし、この指標としました。

目標 3

市民が主体的に取り組む緑化を進める

【指標】

- 市街化区域等における緑化された住宅等の割合

現 況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)	目 標 (平成 42 年度)
59%	63%



● 指標の定義

- 市街化区域等における建築物数のうち、生垣や庭木等により敷地内が緑化されている建築物数及び屋上が緑化されている建築物数が占める割合をいいます。(建築物数は、一敷地を一建築物として取り扱います。)

● 指標として定めた理由

- 市民の緑化意識の高揚と、市民が主体的に取り組む緑化を進めるための指標です。
- 市街地において、景観の向上や緑の豊かさを市民が実感できるためには、持続性が担保された緑の増加だけでなく、各家庭等における身近な緑の充実が必要です。また、各家庭等における緑づくりを実践する人が増えることは、緑に関心を持つ人が増える証ともいえます。そのため、この指標としました。

目標4 市街地の緑を守り、増やす

【指標】

- 市街地における“永続性のある緑*1”の割合（緑地率）

現 況 (平成19年4月1日現在)	目 標 (平成42年度)
8 %	10%



● 指標の定義

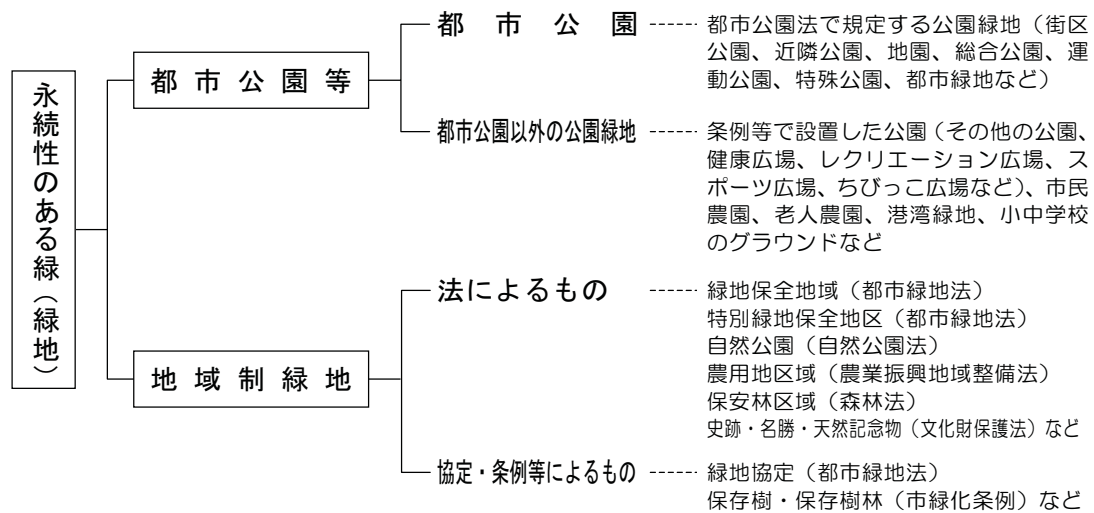
- 都市公園等の整備または土地利用規制により確保される“永続性が担保された緑”（緑地）の合計面積が、将来市街地面積に占める割合をいいます。
- 市街地における実質的な緑地の確保目標水準*2とするため、将来市街地に接した周辺地域の緑地を含みます。

● 指標として定めた理由

- 緑の不足している市街地の緑を守り、増やしていくための指標です。
- 市街地の緑は、開発により失われやすいものであるため、永続性が担保された緑の割合を増加させることが重要です。そのため、この指標としました。

* 1：永続性のある緑

- ・ 本計画の対象とする緑の内、永続性のある緑は大きく「都市公園等」「地域制緑地」に区分できます。これらを「緑地」として定義しています。
- ・ 都市公園等とは、公有地化など土地の権限を取得して設置される公園緑地等をいいます。地域制緑地とは、土地の所有に関わらず法律等に基づき地域を指定して、樹木の伐採など一定の行為規制により確保される緑をいいます。
- ・ 一方、永続性が担保されていない緑としては、民有地の植栽地や市街化区域内の農地、樹林地等があげられます。



注：永続性のある緑としては、上記のほか、道路の植樹帯や学校等の公共公益施設の植栽地も該当するが、これらの緑は、当該目標の現況量及び目標量（緑地率）には含めていない。

* 2：市街地における実質的な緑地の確保目標水準

- ・ 市街地で確保すべき“永続性のある緑”（緑地）の目標水準は、実質的な市街地の緑地の目標水準を示す次の算定方法により、目標量を設定します。（現況量も同様の考え方で算定します。）

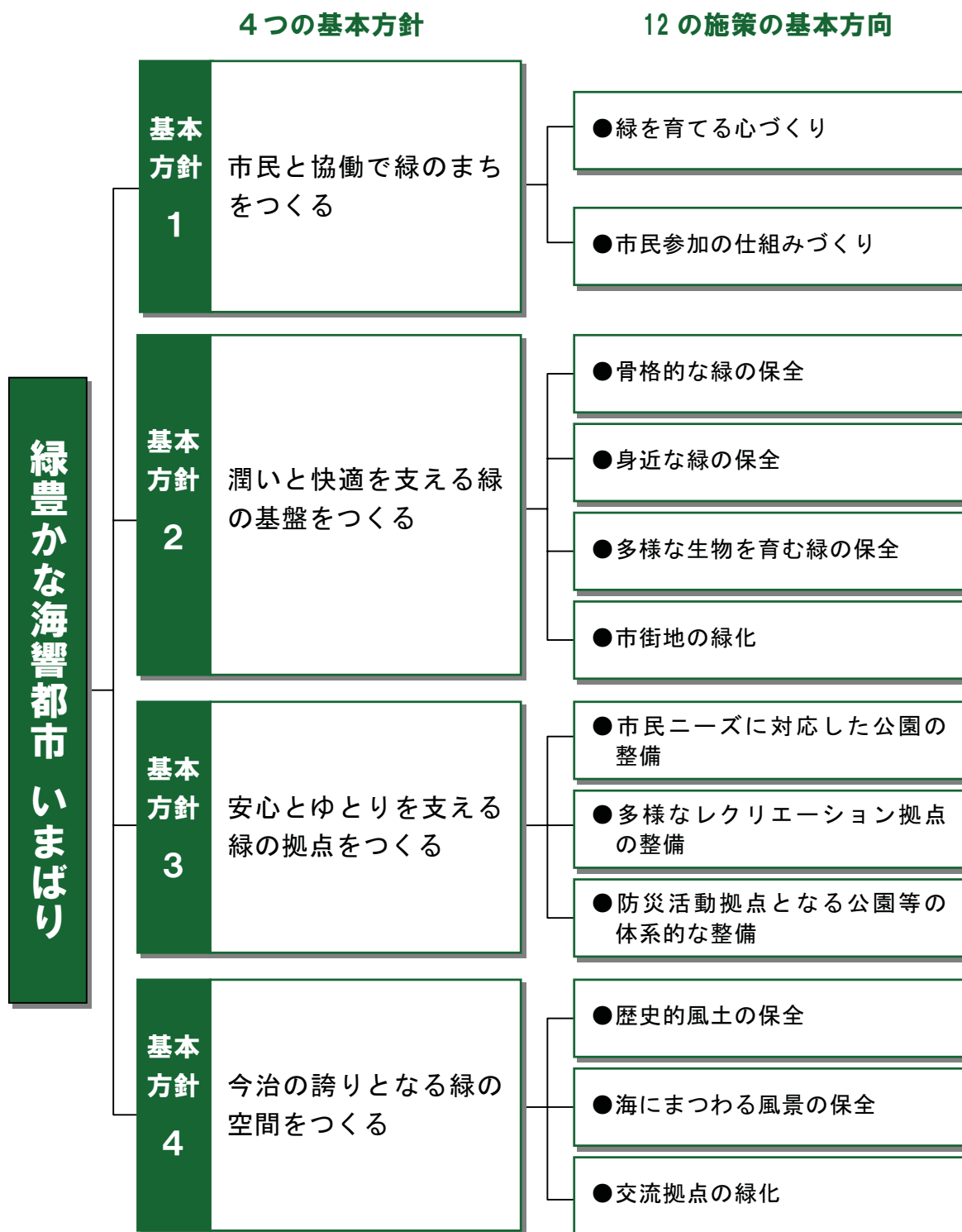
$$\text{緑地率} = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}}{\text{将来市街地面積} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}}$$

将来市街地面積 $\left\{ \begin{array}{l} \text{市街化区域面積} \\ \text{（今治広域都市計画区域）} \\ \text{用途地域の指定されている区域面積} \\ \text{（菊間都市計画区域）} \end{array} \right.$

第4章 施策の基本方向

1. 実現のために取り組む施策の考え方

第3章で示した4つの基本方針に基づいて、緑の将来像の実現に向けて取り組む施策の考え方を、12の施策の基本方向として示します。



(1) 市民と協働で緑のまちをつくるために

① 緑を育てる心づくり

■ 緑化意識の高揚

- ・ 緑に関する情報発信を充実させるとともに、市民運動としての緑化活動を展開するため、今治市緑化条例で定める「緑の月間」等における各種行事を通じて市民の緑化意識の高揚に努めます。
- ・ 緑づくりに対する個人や団体、企業等の取組を評価、奨励するために、顕彰制度の充実に努めます。



今治市民緑化奨励賞表彰式

■ 緑の知識の普及

- ・ 都市緑化に関する情報発信や緑化に関する知識、技術の普及等を図る拠点として緑の相談所（都市緑化植物園）を位置付け、その機能強化に努めます。
- ・ 将来を担う子どもたちが楽しみながら環境に対する理解を深めるため、体験型の環境教育・環境学習の実践や指導者等の育成の場となる拠点づくりに努めます。
- ・ それぞれの地域や教育の場において、地域住民、NPO、小中高等学校、大学等と連携しながら、地域特性に応じた環境教育・環境学習の実践、充実に努めます。



緑の相談所（鹿ノ子池公園）

② 市民参加の仕組みづくり

■ 市民参加の仕組み

- ・ 公園緑地の整備に当たっては、計画段階からの市民参加を進め、整備内容や管理方法等について合意形成を図りながら、市民ニーズを反映した公園づくりに努めます。
- ・ 身近な公園や街路樹、河川、海浜等については、地域住民や企業による維持管理を推進するため、アドプト制度等の充実に図り、ボランティア活動団体の育成や活動の支援に努めます。
- ・ 比較的規模の大きな公園等については、多様な手法による管理運営を検討します。
- ・ 森林の管理を所有者まかせにするのではなく、企業の森林づくり活動の推進や財団法人愛媛の森林基金が行う森林適正管理事業等の周知に努めます。



住民懇談会の開催風景



緑化ボランティア活動

出所：国土交通省四国地方整備局
ウェブサイトより

(2) 潤いと快適を支える緑の基盤をつくるために

① 骨格的な緑の保全

■ 山地・丘陵地の樹林地の保全

- ・ 市街地を取り囲む笠松山、近見山、重茂山、高仙山、長者森等の樹林地や、その背後に連なる東三方ヶ森や檜原山等の高縄山地の樹林地、島嶼部の山地・丘陵地の樹林地は、市民生活に欠かせない多様な機能を有しています。これらの緑は現在、保全のために自然公園や保安林等が指定されており、今後ともこれらの法規制の指定継続に努めます。



今治越智地方水源の森

■ 緑の軸となる河川の保全・整備

- ・ 山と海を結ぶ主要河川である蒼社川、頓田川については、多様な生物の生息生育地や移動空間を確保する多自然型の緑地として整備を検討します。



緑の軸となる蒼社川

■ 農地の保全

- ・ 市街地周辺に広がる農地や樹林地等で形成される空間は、農産物の生産の場として重要な役割を担うほか、骨格的な緑として機能しているため、開発行為の適正な誘導等を図り、優良農地の保全に努めます。



市街地周辺に広がる農地

② 身近な緑の保全

■ 大木等の樹林、樹木の保全

- ・ 市街地や集落に残る鎮守の森や古くからの大木、市民に親しまれている樹林、樹木等の保全を図るため、保存樹・保存樹林等の指定拡大を検討します。



椿森神社の保存樹林

■ 市街地内農地の活用

- ・ 市街地内の農地は、緑の不足している市街地の中の貴重な緑とオープンスペースになっているため、農とのふれあいを求める市民ニーズに応える緑地として活用を検討します。

③ 多様な生物を育む緑の保全

■ 貴重な植物群落の保全管理

- ・ 御串山や喜多浦八幡大神社の照葉樹林をはじめ、台川口の塩性植物群落、蛇越池（医王池）の湿地植物群落といった貴重な植物群落については、その生育地、生育状況等を把握し、適切な保全管理に努めます。



御串山の照葉樹林

■ 緑の現況調査の実施

- ・ 今治市には、山と海の豊かな自然的環境が存在していますが、植生等の調査を定期的に行い、緑の質を適正に評価することは、今後の保全管理の取組を進める上で重要です。そのため、NPO等と連携しながら、植生や身近な生物等に関する環境調査の実施を検討します。



山すそに繁茂する竹林

■ 里地里山環境の保全・回復

- ・ 今治西部丘陵公園の計画区域では、現況の自然的環境の保全に努めるとともに良好な里山環境の創出に努めます。
- ・ 今治市における貴重な昆虫類や植物の多くが生息、生育している河川やため池の水辺環境の整備に当たっては、生物の生息生育環境の確保に配慮します。

④ 市街地の緑化

■ 民有地の緑化

- ・ 周辺地域に比べて特に緑の不足している市街地を、都市公園や街路樹等の計画的な整備とあわせて、民有地の緑化を重点的に図る地区として位置付けます。戸建て住宅地を中心に生垣の造成を奨励するなど、道路に面した部分の緑化や緑の連続性を確保するため、緑化助成制度の周知や内容の充実に努めます。
- ・ 比較的規模の大きな開発行為や建築計画の手続きにおいて、敷地内の緑化を働きかけます。また、地域緑化を誘導するための各種制度の周知に努め、その活用を働きかけます。



生垣による住宅地の緑化



商業地の緑化



工業地の緑化

■ 公共空間の緑化

- ・ 緑豊かな街並みの形成を先導するため、公園緑地の計画的な整備とあわせて、都市計画道路、河川、港湾等の都市施設については、緑の質と量の向上に努めます。
- ・ 小中学校は、公園緑地と同様に地域の重要な緑とオープンスペースとして位置付けられます。そのため、公共公益施設緑化については学校の緑化を重視し、民有地緑化の模範となる緑づくりに努めます。



道路の緑化



学校の緑化

(3) 安心とゆとりを支える緑の拠点をつくるために

① 市民ニーズに対応した公園の整備

■ 身近な公園の適正な配置

- ・ 市民の日常的な交流の場や遊びの場となる身近な公園の配置に当たっては、市域で一律の誘致距離を設定して配置するのではなく、それぞれの住区における公園緑地の整備状況や人口の見通しを踏まえて適正に配置し、その整備に努めます。

■ 身近な公園（住区基幹公園）



辰の口公園

■ 子どもや高齢者等が利用しやすい公園の整備

- ・ 良好な子育て環境や高齢者の憩いの場となる施設整備がなされた公園を充実させていくため、開設から長期間経過した街区公園等の再整備やバリアフリー化に努めます。
- ・ 遊具の経年劣化や点検不備に起因する事故等を防止するため、適切な遊具の安全管理や衛生管理に努めます。



森見公園

② 多様なレクリエーション拠点の整備

■ 利用しやすい場所への拠点公園の整備

- ・ 総合公園や運動公園及びこれに準ずる公園など、本格的な運動施設や多目的広場等を有する規模の大きい公園の配置に当たっては、地域の均衡にも配慮しながら、市民が利用しやすい場所に配置し、その整備に努めます。

■ 都市基幹公園



藤山健康文化公園

■ 自然、歴史文化を生かした拠点公園の整備

- ・ 昭和 55 年に天守閣等の復元が行われた吹揚公園は、歴史文化を生かした中心市街地のシンボリックな緑地となっています。このような歴史文化的意義を有する土地や優れた自然的景観を有する土地を都市公園として確保し、レクリエーションの場としても活用します。

■ 歴史公園



吹揚公園

■ 歩行者・自転車ネットワークの形成

- ・ へんろ道は札所寺院を結ぶだけでなく、拠点公園を結ぶネットワークを形成しています。このへんろ道と既存のサイクリングコースを活用して、歩行者や自転車利用者が楽しく散策できるネットワークの充実に努めます。

③ 防災活動拠点となる公園等の体系的な整備

■ 防災活動拠点の整備

- ・ 今治市地域防災計画で避難所に指定されている小中学校等については、緑化等による防災機能の充実に努めます。
- ・ 大震火災時における市民の安全を確保するため、今治市地域防災計画の整備方針を踏まえ、広域避難地や一次避難地となる防災公園の整備を検討します。

■ 延焼遮断帯や避難路の確保

- ・ 延焼遮断帯や避難路ともなる都市計画道路等については、市民が避難場所へと安全に避難できるよう緑化に努めるほか、生活道路の安全性の向上やブロック塀の倒壊による道路閉塞を防止するため、生垣の造成を奨励します。

(4) 今治の誇りとなる緑の空間をつくるために

① 歴史的風土の保全

■ 神社、寺院の保全

- ・ 今治市には、まちの歴史を深く刻んだ由緒、由来ある神社、寺院が多くあります。特に、大山祇神社のクスノキ群等の社寺林は天然記念物に指定されており、これらの指定継続に努めます。
- ・ へんろ道とともに地域と共存して継承されてきた四国霊場 88 箇所の札所寺院については、史跡指定等を検討します。



大山祇神社のクスノキ群

■ 史跡、名勝の保全管理

- ・ 今治市には、能島城跡や今治城跡など、地域固有の歴史、文化を表現する史跡が数多く存在しています。公園整備された史跡の適切な維持管理に努めるほか、史跡と一体となった樹木等の適切な保全管理の取組を検討します。
- ・ 今治市には、波止浜や志島ヶ原、千疋のサクラなど、多様な国土美を代表する国指定名勝が多いことが特徴ですが、これらの名勝は二次的な自然を主要な要素としており、近年では、人為的な影響や定期的に人手が加わらなくなった結果、植生の衰退や遷移の進行がみられます。そのため、植生管理や特定の植生の維持・復元など、適切な保全管理の取組を検討します。



能島城跡



ボランティアによる若木の補植
(千疋のサクラ)

② 海にまつわる風景の保全

■ 多島海景観を構成する緑の保全

- ・ 瀬戸内海を代表する多島海の景観が今治市の代表的な自然的景観であり、市内高台の各所や瀬戸内しまなみ海道から、燧灘と大小の島々、海峡、橋梁を眺望することができます。このような多島海景観を構成する樹林地の保全を図るため、現在指定されている自然公園等の指定継続に努めるとともに、優れた眺望点の環境整備に努めます。



近見山から見た多島海の景観

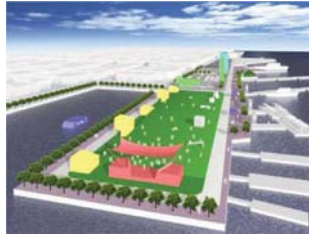
■ 自然海岸の保全

- ・ 白砂青松の美しい景観を構成する松林や自然の砂浜海岸は、その大半が自然公園や自然海浜保全地区等の指定により保全されています。今後ともこれらの指定を継続し、レクリエーションの場としても活用します。

③ 交流拠点の緑化

■ 中心市街地、今治新都市における魅力ある緑づくり

- ・ 今治港や今治駅周辺の中心市街地の活性化、人口回帰を誘導することは、今治市のまちづくりにおける重点課題の1つであり、緑づくりの面からも風格と活力ある質の高い空間の形成に努め、今治らしさを象徴します。
- ・ 土地区画整理事業が施工中である今治新都市地区では、残存樹林地の保全や造成法面の緑化、都市公園の整備など、事業の進展にあわせて計画的な緑地の確保を図り、緑豊かな都市景観の形成に努めます。



今治港内港周辺の整備イメージ



今治新都市の整備イメージ

■ 訪れる人をもてなす緑づくり

- ・ 上記のほか、瀬戸内しまなみ海道の出入口周辺等は、多くの来訪者が行き交う場となっています。快適な緑とオープンスペースの確保、緑の演出による今治市のイメージアップに努めます。

2. 計画推進のための施策

本計画では、これまでの施策の実施状況も踏まえて、引き続き緑のまちづくりを推進していくために取り組む施策を次のとおり定めます。

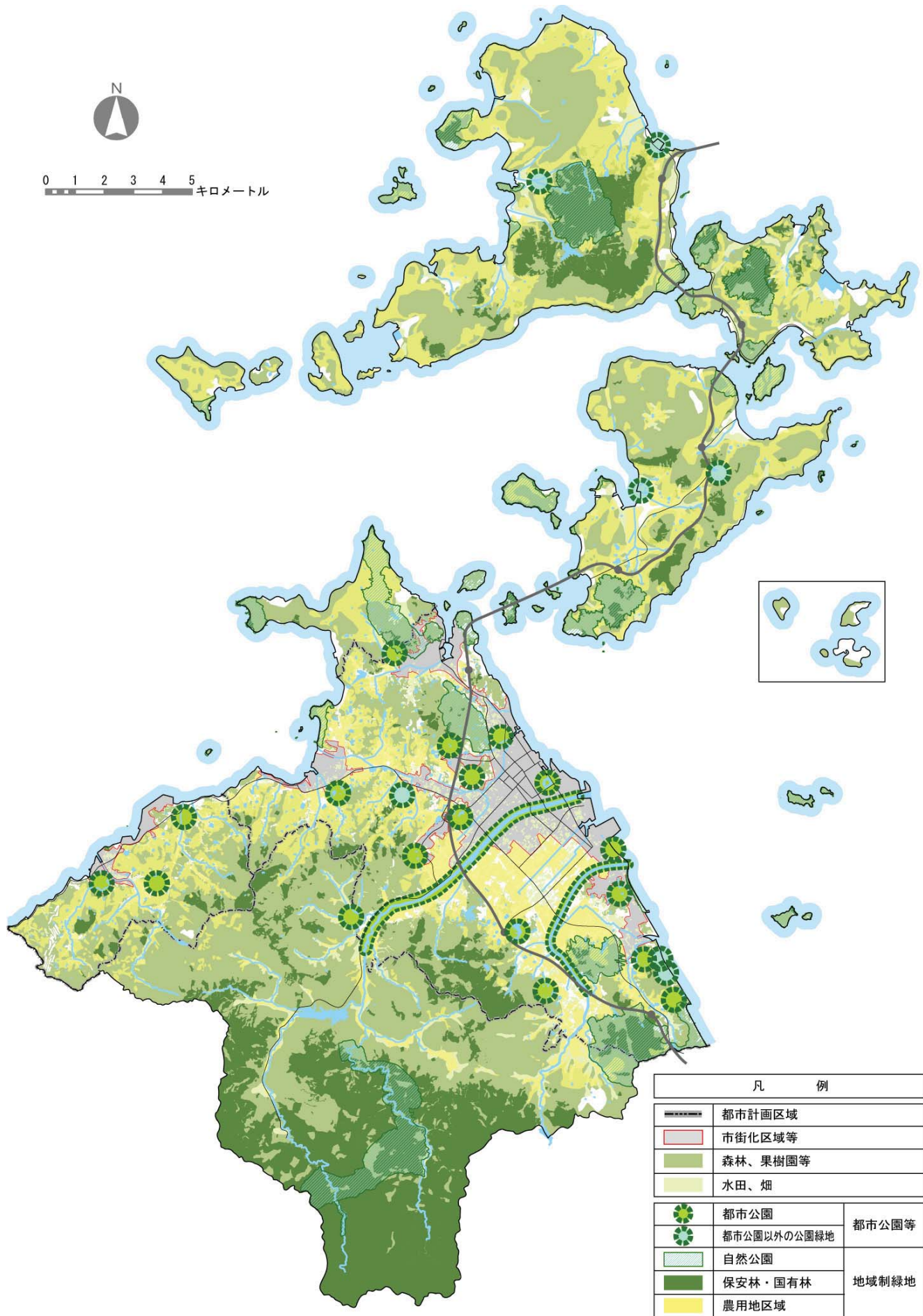
これらの施策のうち、重点目標の達成に向けて、優先的に実施または検討する施策の方針を第5章で示します。

【施策の体系】

基本方針	施策の基本方向		主な施策	
1. 市民と協働で緑のまちをつくる	①緑を育てる心づくり	■緑化意識の高揚	・ 緑の情報発信	
			・ 緑化パンフレット等の配布	
			・ 緑化イベントの開催	
			・ 緑の顕彰制度	
		■緑の知識の普及	・ 緑の相談窓口の設置	
			・ 各種講習会の開催	
	・ 環境教育・環境学習の充実			
	・ 緑の少年団の育成			
②市民参加の仕組みづくり	■市民参加の仕組み	・ 市民参加による公園づくり		
		・ 緑のボランティア団体の育成		
		・ 企業の森林づくり活動		
		・ 指定管理者による公園の管理運営		
2. 潤いと快適を支える緑の基盤をつくる	①骨格的な緑の保全	■山地・丘陵地の樹林地の保全	・ 自然公園の指定	
			・ 保安林の指定	
			・ 地域森林計画の対象とする森林の指定	
			・ 区域区分の設定	
		■緑の軸となる河川の保全・整備	・ 放置森林の適正管理	
			・ 河川、ため池等の環境整備	
			・ 都市緑地等の整備	
			・ 農用地区域の指定	
	■農地の保全	・ 区域区分の設定		
		②身近な緑の保全	■大木等の樹林、樹木の保全	・ 文化財（史跡・名勝・天然記念物）の指定
				・ 保存樹・保存樹林の指定
		■市街地内農地の活用	・ 農とのふれあいの場の整備	
	③多様な生物を育む緑の保全		■貴重な植物群落の保全管理	・ 自然公園の指定
		・ 文化財（史跡・名勝・天然記念物）の指定		
		■緑の現況調査の実施	・ 緑地の保全管理計画の作成	
			・ 植生や身近な生物等に関する環境調査の実施	
		■里地里山環境の保全・回復	・ 放置森林の適正管理	
			・ 河川、ため池等の環境整備	
			・ 都市公園等の整備	
			④市街地の緑化	■民有地の緑化
	・ 花・苗木等の配布			
	・ 建築物の壁面・屋上緑化の支援			
・ 緑地協定等による緑化の誘導				
■公共空間の緑化	・ 道路の緑化			
	・ 公共公益施設の緑化			
	・ 河川、ため池等の環境整備			
	・ 都市公園等の整備			

【施策の体系（つづき）】

基本方針	施策の基本方向		主な施策
3. 安心とゆとりを支える緑の拠点を つくる	① 市民ニーズに対応した公園の整備	■ 身近な公園の適正な配置	・ 身近な公園（住区基幹公園）の整備
		■ 子どもや高齢者等が利用しやすい公園の整備	・ 都市公園以外の公園の整備
	② 多様なレクリエーション拠点の整備	■ 利用しやすい場所への拠点公園の整備	・ 都市公園の再整備・バリアフリー化
		■ 自然、歴史文化を生かした拠点公園の整備	・ 都市基幹公園の整備
			・ 都市公園以外の公園の整備
			・ 風致公園、歴史公園等の整備
		■ 歩行者・自転車ネットワークの形成	・ 墓園の整備
			・ 都市公園以外の公園の整備
			・ 道路の緑化
	③ 防災活動拠点となる公園等の体系的な整備	■ 防災活動拠点の整備	・ 河川、ため池等の環境整備
			・ 都市緑地等の整備
		■ 延焼遮断帯や避難路の確保	・ 防災公園の整備
4. 今治の誇りとなる緑の空間をつくる	① 歴史的風土の保全	■ 神社、寺院の保全	・ 公共公益施設の緑化
			・ 接道緑化の奨励
		■ 史跡、名勝の保全管理	・ 文化財（史跡・名勝・天然記念物）の指定
			・ 保存樹・保存樹林の指定
			・ 文化財（史跡・名勝・天然記念物）の指定
			・ 景観計画の策定
	② 海にまつわる風景の保全	■ 多島海景を構成する緑の保全	・ 植生や身近な生物等に関する環境調査の実施
			・ 緑地の保全管理計画の作成
			・ 風致公園、歴史公園等の整備
			・ 自然公園の指定
		■ 自然海岸の保全	・ 保安林の指定
			・ 放置森林の適正管理
	③ 交流拠点の緑化	■ 中心市街地、今治新都市における魅力ある緑づくり	・ 景観計画の策定
			・ 植生や身近な生物等に関する環境調査の実施
			・ 緑地の保全管理計画の作成
			・ 自然公園の指定
		■ 訪れる人をもてなす緑づくり	・ 自然海浜保全地区の指定
			・ 緑地の保全管理計画の作成
			・ 道路の緑化
			・ 公共公益施設の緑化
			・ 都市公園等の整備
			・ 都市公園の再整備・バリアフリー化
			・ 港湾の公園的整備
			・ 道路の緑化
			・ 都市公園等の整備



注：主要な緑地のみ図示している。

【主な緑地の配置計画】

第5章 重点目標の達成に向けた施策

1. 市民参加の推進

(1) 緑化意識の高揚

■ 緑の情報発信

施策概要	緑に関する様々な情報提供を充実させるものです。
実施状況	現行緑の基本計画をホームページで公表、出前講座を実施 など
実施方針	- 緑の基本計画の内容、緑の役割や緑化の意義、地域の取組等について、若い世代が情報を入手しやすい工夫に努めます。 - 市民の興味・関心を引き出す内容を盛り込んだ情報提供に努めます。

具体例

- 広報今治や市ホームページ、パンフレット、出前講座による緑の基本計画のPR
- 広報今治に緑の特集を定期的に掲載、緑の定期広報誌の発行
- 地元新聞、ラジオ等の報道機関を通じた情報発信の強化
- 時節ごとに、公園内の見頃の花やハイキングコースの紹介 など

■ 緑化パンフレット等の配布

施策概要	緑に関する情報伝達の媒体として、市民の要望に沿った緑化パンフレット等を作成、配布するものです。
実施状況	—
実施方針	市街地の緑化の支援や、将来の緑づくりの担い手となる子どもたちを対象としたパンフレット等の作成、配布に努めます。

具体例

- 生垣緑化助成パンフレットの作成、緑化制度の手引き、緑化マニュアルの作成
- 緑や環境に関する副読本の作成 など



緑化パンフレットの事例

■ 緑化イベントの開催

施策概要	市民が花と緑に親しみ、緑に対する関心を高める機会として、毎年４月の緑の月間において緑化イベントを開催するものです。
実施状況	毎年４月の緑の月間において、「いまばり緑化フェア」を開催
実施方針	「いまばり緑化フェア」の開催を継続し、家族連れで楽しめる緑化イベントとして内容の充実に努めます。



いまばり緑化フェアの実施状況

■ 緑の顕彰制度

施策概要	市民の緑化に対する興味や意欲を高めるため、各種のコンクールや顕彰制度を推進するものです。
実施状況	- 緑化推進に顕著な功績のあった個人や団体を表彰（今治市民緑化奨励賞） - 緑豊かな街並みの創出に貢献した建築物や生垣等を表彰（今治市まちなみ景観賞） - 緑化推進ポスターや緑化推進標語のコンクールを開催
実施方針	家庭や職場、学校における緑づくりの取組、ボランティア団体や企業の社会貢献活動を評価、奨励するためのコンクールや顕彰制度の充実に努めます。

具体例

- 今治市民緑化奨励賞や今治市まちなみ景観賞の継続、制度のPR
- 地域の取組を顕彰する緑化コンクールを新たに創設 など
 - ・ 市民総参加の緑化コンクールとして、家庭や職場、学校等で育てられている花や緑の優良事例を表彰します。（花壇、生垣コンクール、学校緑化コンクールなど）
 - ・ 公共の緑の管理、企業の社会貢献活動、森林の管理、普及啓発活動など、緑豊かなまちづくりに貢献している団体や企業の活動を表彰します。



緑化コンクールの事例

(2) 緑の知識の普及

■ 緑の相談窓口の設置

施策概要	都市緑化を普及させるため、緑の相談所を設置し、花と緑に関する相談についてアドバイスを行うものです。
実施状況	鹿ノ子池公園に緑の相談所を設置し、窓口相談及び出張相談を実施
実施方針	市民がより気軽に容易に花と緑に関する相談ができる窓口として、鹿ノ子池公園に設置している緑の相談所のPRや相談機能の充実に努めます。

■ 各種講習会の開催

施策概要	年間を通じて、様々な花と緑について学ぶことができる各種講習会を開催するものです。
実施状況	緑の相談所において園芸講習会や体験学習会を定期的に行う
実施方針	緑の相談所において、広く市民の植栽知識の向上等を図る各種講習会を継続するとともに、受講者拡大のためのPRに努めます。

具体例

- 緑の相談所のPR強化、電話やメールでの相談の受付
- 緑の相談所の相談員による、時節ごとに観葉植物や花壇・鉢植え等の育て方のアドバイスを市ホームページに掲載
- 園芸講習会や体験学習会の継続開催、広報今治への開催案内の掲載を充実 など



緑の相談所（鹿ノ子池公園）



緑の相談所で行われている園芸講習会

■ 環境教育・環境学習の充実

ア. 体験型環境学習の場の確保

施策概要	体験を重視した環境教育・環境学習の実践や指導者等を育成するための拠点づくりを進めるものです。
実施状況	—
実施方針	子どもたちが楽しみながら里山環境に対する理解を深める場となるとともに、環境教育・環境学習の指導者育成の場を整備し、その管理運営の充実に努めます。

具体例

○ 公園緑地における環境教育・学習の実践 など

- 「今治西部丘陵公園整備計画見直しに関する提言」（平成20年2月、今治西部丘陵公園整備計画検討会）を踏まえた今治西部丘陵公園の整備、運営方法の検討
- NPOと連携した環境教育プログラムの提供

イ. 学校や地域における環境教育の充実

施策概要	子どもたちが楽しみながら環境に対する理解を深めるための取組を、学校における環境教育やNPO活動等と連携しながら充実させるものです。
実施状況	- サギソウ定植事業（湿地植物保護育成事業） 「人権の花」運動 など
実施方針	- NPOや大学等の高等教育機関と連携しながら、小中学校や地域における環境教育の充実に努めます。 - 小中学校における環境教育の一環として、学校と地域とが連携した緑づくりの取組の充実に努めます。

具体例

○ 地元大学における環境ESD（持続可能な開発のための教育）活動との連携

○ 地域における実地体験学習の実践、充実

○ サギソウ定植事業（湿地植物保護育成事業）

- 地元住民や地元小学校、高等学校等が連携して、県指定天然記念物である蛇越池の湿地植物群落を保護育成するための取組です。
- 蛇越池から種を採取し、発芽させたサギソウの苗を、小学生の協力を得て移植しています。



サギソウ定植事業の実施状況

○ 「人権の花」運動

- ・ 小学生等に花の種、球根等を配布し、学校内で子どもたちに花を育ててもらう取組です。
- ・ 育てた花を社会福祉施設や病院、公民館等に配布し、地域の緑化にも利用されています。



「人権の花」運動の実施状況

■ 緑の少年団の育成

※：活動状況は平成19年4月1日現在

施策概要	・ 次代を担う子どもたちが緑を守り育てる活動を通じて、心豊かな人間に育っていくことを目的とした緑の少年団を育成するものです。
活動状況	・ 14団体が結成され、緑化フェアへの参加や緑の募金活動、校内及び地域内の緑化活動、自然観察等を実施
実施方針	・ 小中学校を単位とした活動の活性化と新規結成を促すため、制度や活動内容のPR、支援の充実に努めます。

(3) 市民参加の仕組み

■ 市民参加による公園づくり

施策概要	公園整備において、市民の提案に基づき計画案の作成を行い、整備内容や樹種の選定、管理方法等について合意形成を図りながら公園づくりを行うものです。
実施状況	- 辰の口公園、森見公園の再整備において懇談会を開催 - 今治西部丘陵公園整備計画検討会を開催
実施方針	都市公園の新規整備や再整備等に当たっては、懇談会やワークショップ等の開催を検討し、市民意見の反映に努めます。

■ 緑のボランティア団体の育成

※：活動状況は平成 19 年 4 月 1 日現在

ア. 公園アドプト制度

施策概要	地域住民や企業等による身近な公園の清掃、植栽管理等を行う制度の立ち上げとともに、活動団体の育成を行うものです。
活動状況	—
実施方針	- 自治会、婦人会等の地域の団体に限定せず、幅広く市民、企業の参加を促すため、制度や活動内容のPR、顕彰制度の充実に努めます。 - 若い世代が参加しやすい参加形態や活動内容の多様化により、活動の魅力を高めるほか、活動団体の意見を取り入れながら支援の充実に努めます。

イ. あいロード・愛ロード制度、愛リバー制度、愛ビーチ制度

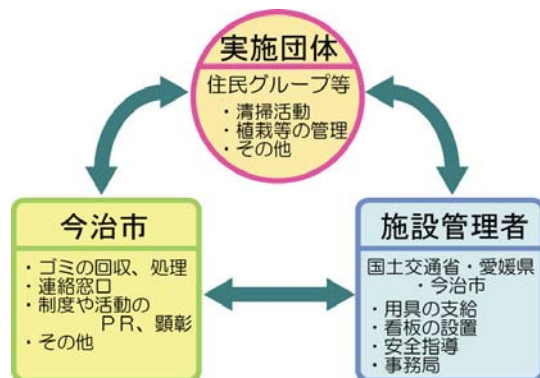
施策概要	国県道や河川敷、海岸の一定区間を対象として、地域住民や企業等による清掃、植栽管理等を行う活動団体を育成するものです。
活動状況	- あいロード・愛ロード制度：16 団体が活動 - 愛リバー制度：7 団体が活動
実施方針	- 自治会、婦人会等の地域の団体に限定せず、幅広く市民、企業の参加を促すため、制度や活動内容のPR、顕彰制度の充実に努めます。 - 関係機関と連携しながら活動の魅力を高めるほか、活動団体の意見を取り入れながら支援の充実に努めます。

ウ. 多様な公園ボランティア

施策概要	里山や雑木林、ビオトープの管理など、特定の活動テーマのもとに市民等が集い、公園の維持管理や利用管理に参加できる公園ボランティアの組織化、活動の場の提供を行うものです。
活動状況	—
実施方針	活動目的や活動目標、市が管理する範囲や役割分担等を検討しつつ、制度の導入に向けて検討します。

具体例

- 制度や活動のPR強化
- 表彰の充実、看板の設置等による顕彰
 - ・ コンクールの開催、各団体がデザインした看板の設置
- 多様な参加形態や活動内容の準備
 - ・ 仕事や子育てに無理をしない範囲での参加、家族や友人グループでの参加、資機材の提供やごみの受入等の企業による間接的な参加など、多様な参加形態の準備
 - ・ 清掃、除草活動に限定しない活動内容の多様化
- 清掃、緑化資機材の貸出、情報交換の場の設置といった支援の充実 など



アドプト制度の仕組み



あいロード・愛ロード制度、愛リバー制度の活動状況

出所：国土交通省四国地方整備局ウェブサイト (<http://www.skr.mlit.go.jp/>) より

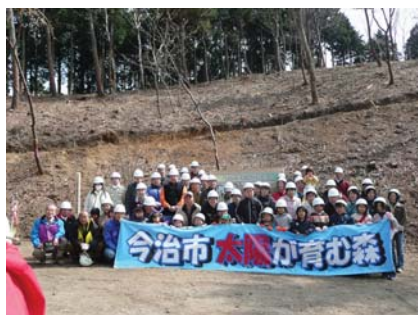
■ 企業の森林づくり活動

※：活動状況は平成 19 年 8 月 22 日現在

施策概要	環境保全に積極的に取り組む企業、愛媛県と連携して、社員ボランティアや専門家による森林づくり、企業と地域住民との交流等を推進するものです。
活動状況	1 社が活動
実施方針	地元企業の積極的な参加を促すため、制度や活動内容の P R、顕彰制度の充実に努めます。

具体例

- 制度や活動の P R 強化
 - 地域のニーズや森林づくり活動の場、森林づくり活動の成果や効果の P R
- 顕彰制度の充実
- 多様な参加形態や活動内容の準備 など
 - 企業がアピールしやすいテーマの森林づくり、企業の本業と関連した多様な参加形態の準備、N P O や市民等との連携、森林所有者や地域からの活動内容の提案



企業の森林づくり活動の活動状況

■ 指定管理者による公園の管理運営

※：実施状況は平成 19 年 4 月 1 日現在

施策概要	都市公園の管理運営の改善、効率化に資する場合において、公共団体や民間事業者、N P O 等に公園施設の管理運営を委任するものです。
実施状況	市営運動場（大新田公園等）、桜井スポーツランド、東村海岸公園 など
実施方針	市民サービスの向上と経費節減の観点から、既に指定管理者制度を導入している公園の成果を評価しつつ、制度の推進に向けて検討します。

2. 緑化の推進

(1) 民有地の緑化

■ 接道緑化の奨励

施策概要	生垣の造成など、住宅地等における接道部の緑化を奨励するため、都市緑化基金の運用により経費の一部を補助するものです。
実施状況	生垣の造成に対して、経費の一部を補助（生垣設置費用補助金制度）
実施方針	- 生垣設置費用補助金制度を継続し、制度のPRに努めます。 - 本計画で定める緑化重点地区において、助成内容の拡充を検討します。

具体例

- 生垣設置費用補助金制度の継続、制度のPR強化
- 緑化重点地区における助成内容の拡充 など
 - ・ 生垣助成制度の内容拡充（助成対象となる要件の緩和、限度額の引き上げなど）
 - ・ 生垣の造成に限定せず、接道部緑化を助成の対象とする新たな制度の創設



生垣緑化



マンションの共有地緑化

■ 花・苗木等の配布

施策概要	各家庭における緑化を推進するために、花や苗木等の無料配布を行うものです。
実施状況	- 市民の結婚に際し、記念樹用苗木を無料で配布（結婚記念樹交付制度） - 緑化フェアで花苗を無料で配布
実施方針	市民の要望に沿った記念樹交付制度の内容拡充、制度のPRに努めます。

具体例

- 記念樹交付制度等の内容拡充
 - ・ 結婚のほか、出生、新築、増改築等に際し、記念樹用苗木を配布する制度の創設
 - ・ 生垣用苗木を配布する制度の創設

■ 建築物の壁面・屋上緑化の支援

施策概要	・ 商業地等において、建築物の壁面や屋上の緑化を支援するものです。 ・ 住宅地のブロック塀等の緑化を支援するものです。
実施状況	—
実施方針	・ 市民の要望等を把握しつつ、支援制度の必要性について検討します。

■ 緑地協定等による緑化の誘導

施策概要	・ 地域住民が主体となった緑の街並みをつくるため、地区の特性に応じた緑化基準や樹林地の保全など、緑に関するルールを地域住民の合意により定めるものです。
実施状況	—
実施方針	・ 市民の緑化意識の高揚等を図る普及啓発活動に取り組みつつ、地域住民の発意の下に緑地協定の締結や地区計画の策定等を検討します。

具体例

- 連続した生垣緑化（緑地協定制度の活用）
- 沿道の壁面後退による連続した接道部緑化（地区計画制度の活用） など

(2) 公共空間の緑化

■ 道路の緑化 ※：実施状況は平成19年4月1日現在	
施策概要	市街地における公園、中小河川等との緑のネットワークの形成に向けて、街路樹等による道路の緑化を行うものです。
実施状況	都市計画道路：緑化延長 47,331m、緑化率 65.5% など
実施方針	- 交通安全や有効歩道幅員の確保に配慮しつつ、新しく整備する都市計画道路の歩道、道路のり面等の緑化に努めます。 - 道路特性、地域特性を踏まえた街路樹の整備に努めます。 - 関係機関との連携により、市民、企業による植樹柵への花苗の植え付けや管理等を推進し、道路景観の向上に努めます。

■ 公共公益施設の緑化 ※：実施状況は平成19年4月1日現在

ア. 学校の緑化

施策概要	子どもたちの健全な成長の場として、また、公園緑地と同様に地域の重要な緑とオープンスペースとして、小中学校等における緑化を行うものです。
実施状況	小中学校、公立高等学校の緑被率の平均 9.5%
実施方針	- 災害時の避難場所としても有効に機能するように、接道部緑化の充実や校庭内の一角を緑化するなど、関係機関との連携により、緑量の増加に努めます。 - 保護者への普及啓発のほか、環境教育とも連携した花と緑の学校づくりに努めます。

イ. その他の公共建築物の緑化

施策概要	公共の建築物として民間建築物の緑化を先導し、緑のまちづくりに貢献する緑化を行うものです。
実施状況	- 官公庁施設の緑被率の平均 5.1% - 文化施設の緑被率の平均 7.0% - 福祉施設等の緑被率の平均 10.0% など
実施方針	敷地の状況に応じて、接道部緑化の充実や建築物緑化等を検討します。

ウ. 下水処理場等の緑化

施策概要	地域住民の生活環境との調和を図るため、下水処理場及びごみ処理施設等の緑化を行うものです。
実施状況	下水処理場、ごみ処理施設等の緑被率の平均 21.3%
実施方針	敷地の状況に応じて、接道部の緑化や緑量の増加に努めます。

■ 河川、ため池等の環境整備	
施策概要	市街地等における水と緑のネットワークの形成や、生物多様性の保全に配慮しつつ、河川、ため池の緑化や護岸整備等を行うものです。
実施状況	泉川、金星川、有津屋川 など
実施方針	関係機関との連携により、河川やため池の改修に当たっては、生物の生息・生育環境の確保や景観に配慮した工法の採用に努めます。

3. 都市公園等の整備

今治市では都市公園と、都市公園以外の公園緑地をあわせた都市公園等の面積が現在、市民一人当たり 14.5 m²が確保されています。

目標年次に向け、市民一人当たり都市公園等面積 25.4 m²の確保を目指します。

【都市公園等の整備目標】

	現 況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)		目標年次 (平成 42 年度)	
	面積 (ha)	水準 (m ² /人)	面積 (ha)	水準 (m ² /人)
都市公園	142.7	8.1	214.5	16.8
都市公園以外の公園緑地	110.7	6.3	110.7	8.7
都市公園等 合計	253.4	14.5	325.2	25.4
人 口	175,335		127,900	

注 1：現況人口は住民基本台帳（平成 19 年 3 月 31 日現在）

注 2：整備面積は、実質的に m²単位で集計しているため合計等があわない（101 ページ参照）。

(1) 都市公園の整備

緑の将来像の実現に向けた施策の中で、最も重要な施策の一つである都市公園の整備については、次の考え方に基づいて整備に努めます。

【都市公園の整備目標】

		現 況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)		目標年次 (平成 42 年度)	
		面積 (ha)	水準 (㎡/人)	面積 (ha)	水準 (㎡/人)
身近な公園 (住区基幹公園)	街区公園	12.3	0.7	12.6	1.0
	近隣公園	5.7	0.3	9.5	0.7
	地区公園	33.9	1.9	39.7	3.1
	小計	51.9	3.0	61.8	4.8
都市基幹公園	総合公園	40.2	2.3	75.2	5.9
	運動公園	7.6	0.4	15.0	1.2
	小計	47.9	2.7	90.2	7.0
風致公園、歴史公園等	風致公園	4.8	0.3	4.8	0.4
	歴史・植物公園等	18.2	1.0	18.2	1.4
	小計	23.1	1.3	23.1	1.8
墓園		11.6	0.7	18.8	1.5
都市緑地		8.2	0.5	20.6	1.6
広場公園		0.1	0.0	0.1	0.0
都市公園 合計		142.7	8.1	214.5	16.8
人 口		175,335		127,900	

注 1：現況人口は住民基本台帳（平成 19 年 3 月 31 日現在）

注 2：整備面積は、実質的に㎡単位で集計しているため合計等があわない（101 ページ参照）。

■ 身近な公園（住区基幹公園）の整備

※：整備状況は平成 19 年 4 月 1 日現在

施策概要	市民の日常的な利用を目的とした公園を整備するものです。
整備状況	- 街区公園：55 箇所、12.3ha - 近隣公園：5 箇所、5.7ha - 地区公園：7 箇所、33.9ha - その他の公園等：101 箇所、30.6ha
整備方針	- 都市公園以外の公園の整備状況を含めた住区間バランスや人口の見通しを踏まえた適正な配置に努めます。 - 今治新都市地区では、土地区画整理事業の進展にあわせて、既計画公園の整備に努めます。 - 既設公園のバリアフリー化や再整備を検討し、質の向上に努めます。 - 既計画公園のうち、地区公園の未整備区域については、整備を検討します。 - 東村海岸公園は、地区公園から近隣公園へ一部種別を変更します。



〔新都市 3 号公園（街区公園）〕



〔辰の口公園（近隣公園）〕



〔瓦のふるさと公園（地区公園）〕

■ 都市基幹公園の整備

※：整備状況は平成 19 年 4 月 1 日現在

ア．総合公園の整備

施策概要	地域の自然や歴史・文化の活用を図り、市民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用を目的とした公園を整備するものです。
整備状況	総合公園：3箇所、40.2ha [内訳] 桜井総合公園：15.8ha 玉川総合公園：10.9ha 藤山健康文化公園：13.6ha 注：整備面積は、実質的に㎡単位で集計しているため合計等があわない（101、102 ページ参照）。
整備方針	- 今治西部丘陵公園の整備を推進し、計画区域の全面的な開設に努めます。現況の自然的環境の保全に配慮するとともに、体験を重視した環境学習や指導者育成等の拠点として、管理運営の充実に努めます。 - 既設公園の適切な維持管理や利用促進に努めます。 - 既計画公園の未整備区域については、整備を検討します。

イ．運動公園の整備

施策概要	市民全般の主として運動の利用を目的とした公園を整備するものです。
整備状況	運動公園：1箇所、7.6ha [内訳] 大新田公園：7.6ha
整備方針	- 市民が利用しやすい場所に新しく運動公園を配置します。整備に当たっては、今治市スポーツ振興計画や国民体育大会への対応を検討します。 - 大新田公園は、運動公園から地区公園への種別の変更を検討します。



「今治西部丘陵公園整備計画検討会」から提言された今治西部丘陵公園の全体計画図

(今治西部丘陵公園整備計画見直しに関する提言、平成 20 年 2 月、今治西部丘陵公園整備計画検討会)



[藤山健康文化公園（総合公園）]



[桜井総合公園（総合公園）]

■ 風致公園、歴史公園等の整備

※：整備状況は平成 19 年 4 月 1 日現在

ア. 風致公園の整備

施策概要	樹林地や水辺地等の地域の自然条件に応じて、これらの風致を享受することを目的とした公園を整備するものです。
整備状況	風致公園：1箇所、4.8ha [内訳] 鹿ノ子池公園：4.8ha
整備方針	- 既設公園の適切な維持管理や利用促進に努めます。 - 既計画公園の未整備区域については、整備を検討します。

イ. 歴史公園の整備

施策概要	史跡・名勝・天然記念物等の文化財を広く一般に公開することを目的とした公園を整備するものです。
整備状況	歴史公園：2箇所、8.0ha [内訳] 吹揚公園：7.4ha 阿方貝塚公園：0.6ha
整備方針	- 吹揚公園の再整備に努めます。 - 既設公園の適切な維持管理や利用促進に努めます。

ウ. 植物公園等の整備

施策概要	植物公園等の特殊な利用を目的とした公園を整備するものです。
整備状況	植物公園等：2箇所、10.2ha [内訳] 市制 50 年記念公園（植物公園）：8.6ha 今治交通公園（交通公園）：1.6ha
整備方針	- 既設公園の適切な維持管理や利用促進に努めます。 - 既計画公園の未整備区域については、整備を検討します。



[鹿ノ子池公園（風致公園）]



[吹揚公園（歴史公園）]



[市制 50 年記念公園（植物公園）]

■ 墓園の整備		※：整備状況は平成 19 年 4 月 1 日現在
施策概要	その面積の 2/3 以上を園地等とする、良好な景観を有した屋外レクリエーションの場となる墓地を含んだ公園を整備するものです。	
整備状況	墓園：1 箇所、11.6ha [内訳] 大谷墓園：11.6ha	
整備方針	大谷墓園の拡張整備に努めます。	

■ 都市緑地等の整備		※：整備状況は平成 19 年 4 月 1 日現在
------------	--	--------------------------

ア．都市緑地の整備

施策概要	都市の自然的環境の保全及び改善、都市景観の向上を図るための緑地を整備するものです。	
整備状況	都市緑地：10 箇所、8.2ha	
整備方針	- 今治新都市の開発事業に伴い確保される緑地を都市緑地として配置し、適切な維持管理に努めます。 - 既設緑地の適切な維持管理や利用促進に努めます。 - 既計画緑地の未整備区域については、整備を検討します。	

イ．広場公園の整備

施策概要	市街地中心部における買い物客等の休憩の場、都市景観の向上に資する公園を整備するものです。	
整備状況	広場公園：1 箇所、0.05ha	
整備方針	既設公園の適切な維持管理や利用促進に努めます。	



[泉川緑地（都市緑地）]



[蒼社川緑地（都市緑地）]

■ 都市公園の再整備・バリアフリー化

※：整備状況は平成 19 年 4 月 1 日現在

施策概要	- 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、「都市公園移動等円滑化基準」及び「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に沿った公園施設のバリアフリー化を進めるものです。 - 子どもの安全性を確保し、良好な子育ての場を充実させるため、身近な公園を再整備するものです。
整備状況	辰の口公園、森見公園
整備方針	市民が日常的に利用する街区公園を中心として、バリアフリー化や緑量の増加、市民ニーズに応じた公園を検討し、質の向上に努めます。

● バリアフリー化の事例（森見公園）



〔出入口の段差等の改善〕



〔休憩所の設置〕

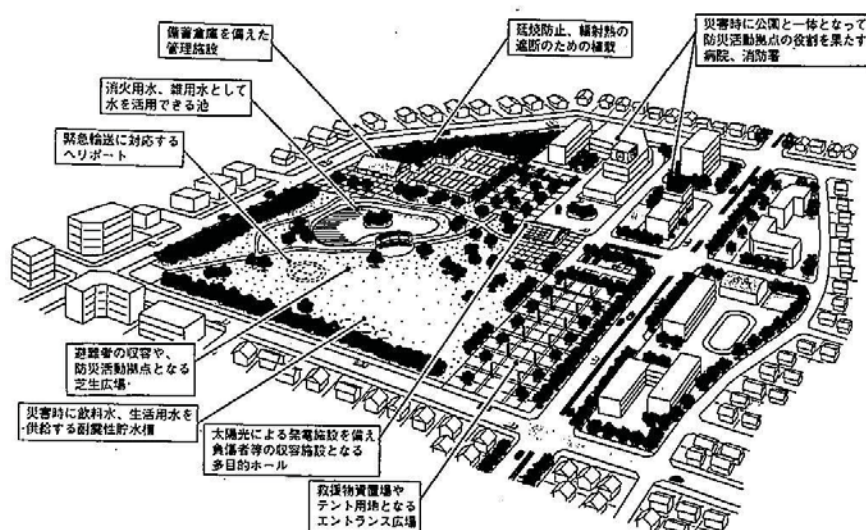


〔多機能トイレの設置〕

■ 防災公園の整備

※：整備状況は平成 19 年 4 月 1 日現在

施策概要	大震災時における広域避難地や一次避難地として機能するオープンスペースを確保するため、防災の観点から都市公園を整備するものです。
整備状況	—
整備方針	今治市地域防災計画の整備方針を踏まえた整備を検討します。

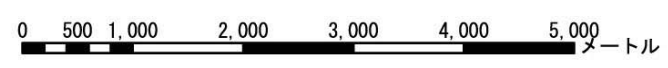
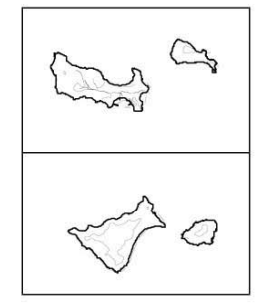
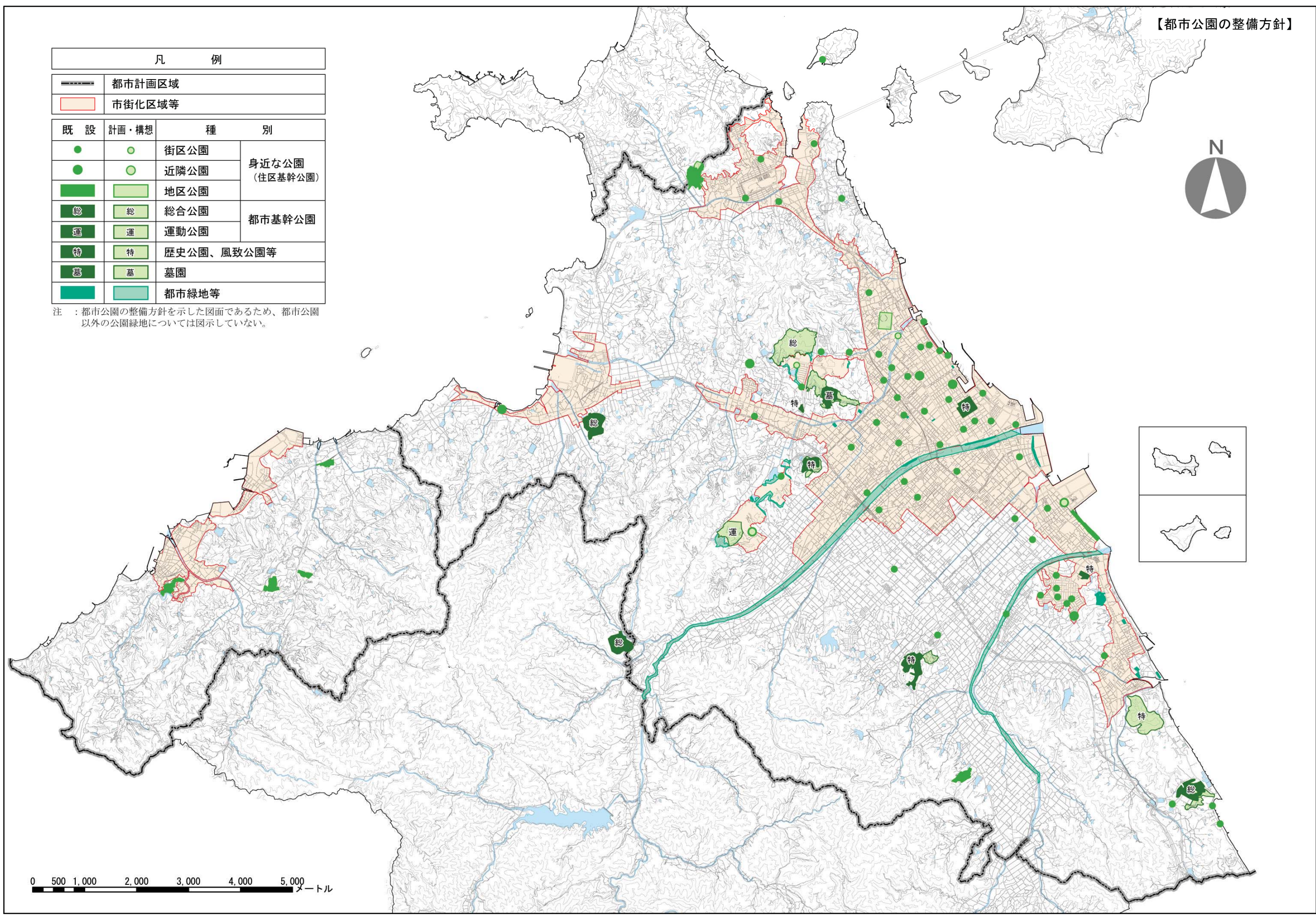


〔防災公園の整備イメージ〕

（出所：平成 17 年度版公園緑地マニュアル、社団法人日本公園緑地協会）

凡 例			
	都市計画区域		
	市街化区域等		
既 設	計画・構想	種 別	
		街区公園	身近な公園 (住区基幹公園)
		近隣公園	
		地区公園	
		総合公園	都市基幹公園
		運動公園	
		歴史公園、風致公園等	
		墓園	
		都市緑地等	

注：都市公園の整備方針を示した図面であるため、都市公園以外の公園緑地については図示していない。



(2) 都市公園以外の公園緑地の整備

■ 都市公園以外の公園の整備 ※：整備状況は平成 19 年 4 月 1 日現在	
施策概要	都市公園が整備されていない地域の状況等を踏まえ、都市公園に準ずる公園等を目的に応じて整備するものです。
整備状況	- その他の公園：65 箇所、24.0ha - 健康広場：25 箇所、3.5ha - レクリエーション広場：6 箇所、1.7ha - スポーツ広場：3 箇所、1.4ha など
整備方針	- 既設公園の適切な維持管理や利用促進に努めます。 - 住区基幹公園に準ずる公園については、都市公園と同等水準の管理、バリアフリー化など、質の向上についても検討します。



[よしみバラ公園]



[上浦多々羅スポーツ公園]



[大三島藤公園]

■ 港湾の公園的整備 ※：整備状況は平成 19 年 4 月 1 日現在	
施策概要	水辺と親しめる市民の憩いの場として港湾緑地等を整備するものです。
整備状況	港湾緑地：13 箇所、6.2ha
整備方針	関係機関との連携により、今治港の再生に向けた公園等の整備を検討します。



[「みなと再生委員会」から提案された臨海公園等の整備イメージ]
(今治港内港周辺みなと再生構想、平成 20 年 2 月、みなと再生委員会)

第 6 章 緑化重点地区

（１）緑化重点地区の設定

緑化重点地区とは、比較的緑が少なく、重点的に緑化の推進に配慮を加えるために緑化推進施策を定める地区をいいます。都市緑地法で緑の基本計画制度が創設されたことに伴い、法律上の制度として創設されたものです。

本計画では、周辺地域に比べて特に市街地の緑が不足している今治市の現状、課題等を勘案し、本計画が目指す目標の達成に向けて、

“市街化区域等及びこれに隣接する都市公園を含めた区域”

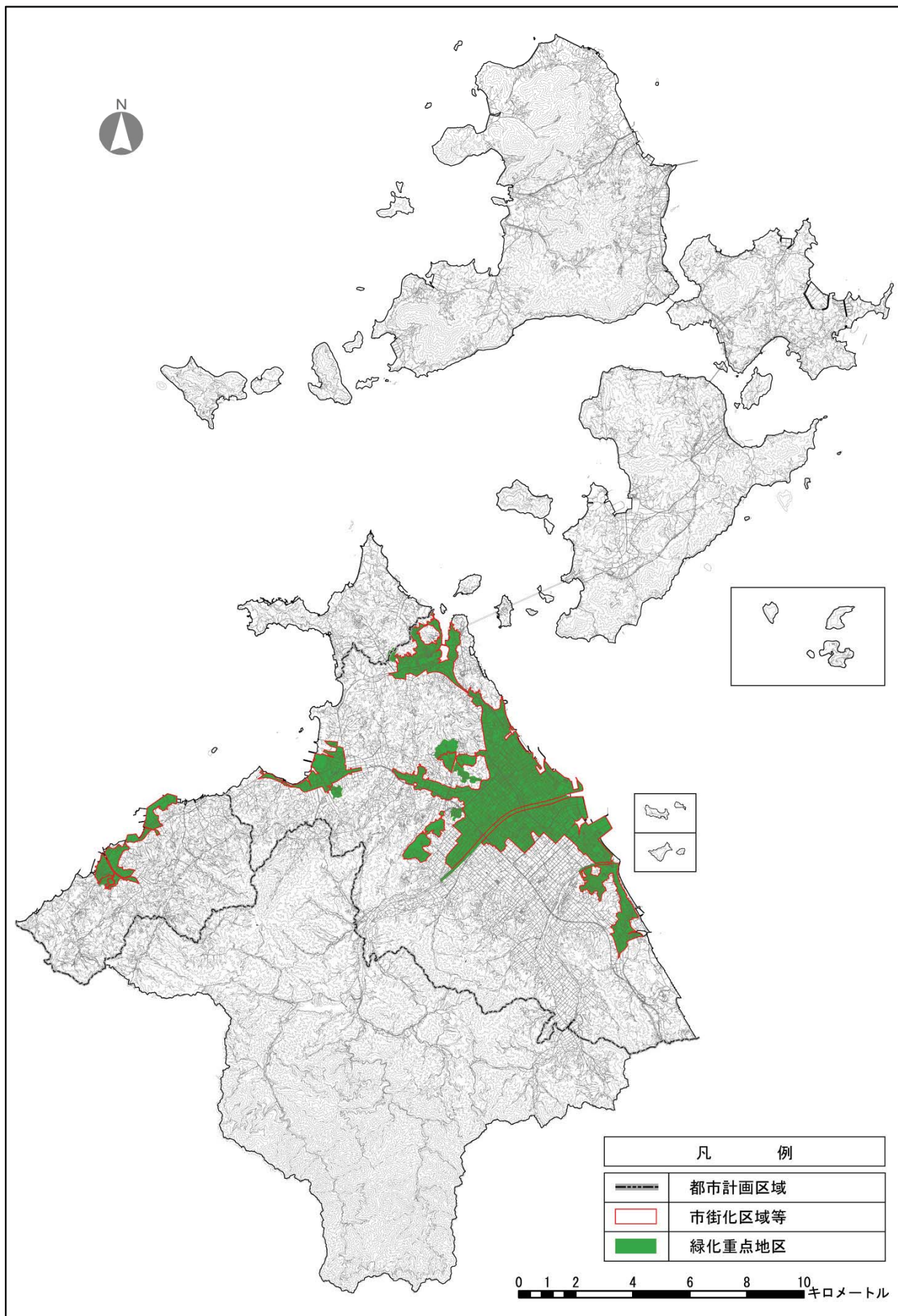
を緑化重点地区として設定します。

（２）緑化重点地区における緑化推進施策

今治市では、緑化重点地区に位置付けた地区において、民有地緑化の推進、都市公園の整備や街路樹の整備等を集中的に行います。

１．緑化重点地区において、市民による主体的な緑化が積極的に行われるよう、普及啓発活動の推進とあわせて、民有地緑化の支援策を拡充します。（例えば、生垣の造成を支援する助成制度の拡充など）

２．緑化重点地区において、身近な公園等の都市公園の整備（再整備を含む）、道路や公共公益施設の緑化を集中的に行います。



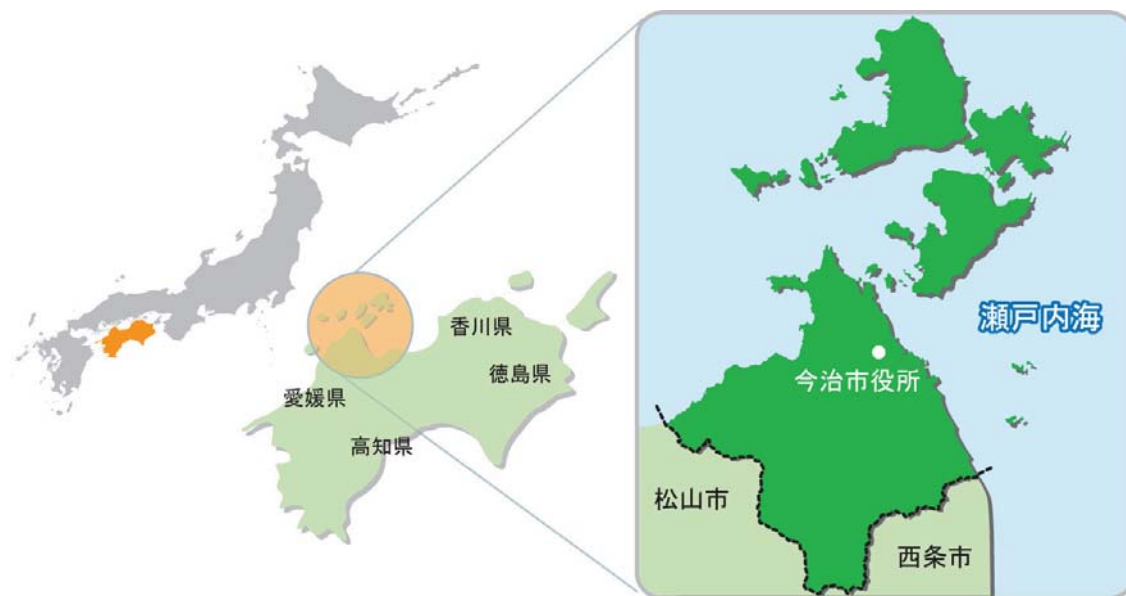
【緑化重点地区】

< 参 考 資 料 >

1. 都市の概況

① 位置・地勢

今治市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、世界有数の多島美を誇る瀬戸内海の大小の島々で形成された島嶼部からなっています。市域の中心を来島海峡が横断し、日本有数の海岸線延長を持ち、山地、丘陵地から低地に至るまで変化に富んだ地勢となっています。



【今治市の位置】

② 気象概況

【気象概要（平成 19 年）】

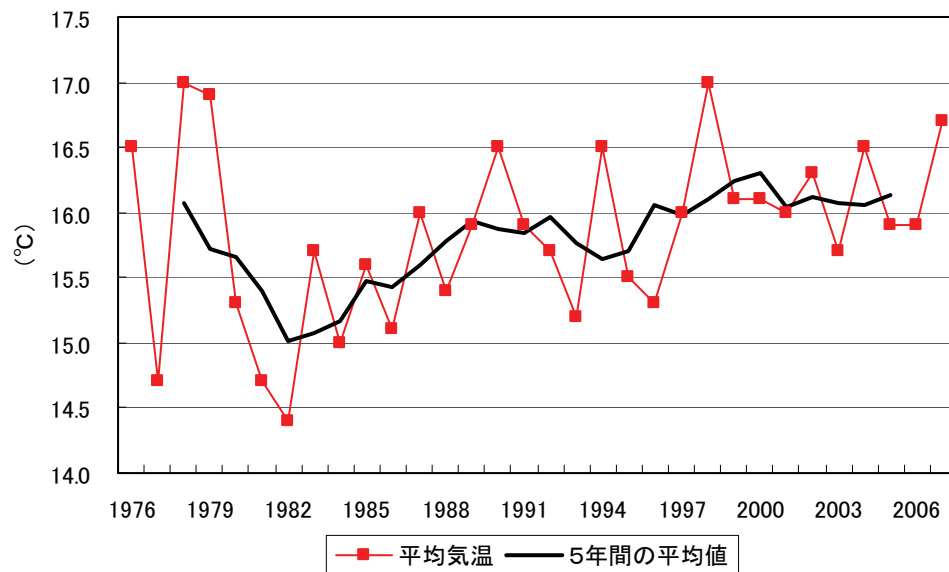
単位：mm、℃、m/s

月	降水量		気温			風向・風速	
	合計	日最大	日平均	最高	最低	平均風速	最多風向
1	27	11	6.8	12.3	-0.5	1.6	南
2	49	12	7.8	18.3	-1.0	1.8	東北東
3	67	18	9.5	23.0	-1.0	1.8	東北東
4	65	19	13.4	25.9	1.5	1.5	東北東
5	96	32	18.9	30.0	8.8	1.6	西
6	94	43	22.5	33.7	13.2	1.4	東北東
7	313	53	25.0	35.9	19.8	1.4	東北東
8	26	8	28.1	36.7	21.3	1.3	東北東
9	89	57	26.2	35.9	17.9	1.4	東北東
10	60	30	19.7	30.2	8.5	1.6	東北東
11	27	20	13.2	21.6	2.7	1.6	南南西
12	80	43	9.2	15.7	2.9	1.8	西

資料：今治気象観測所

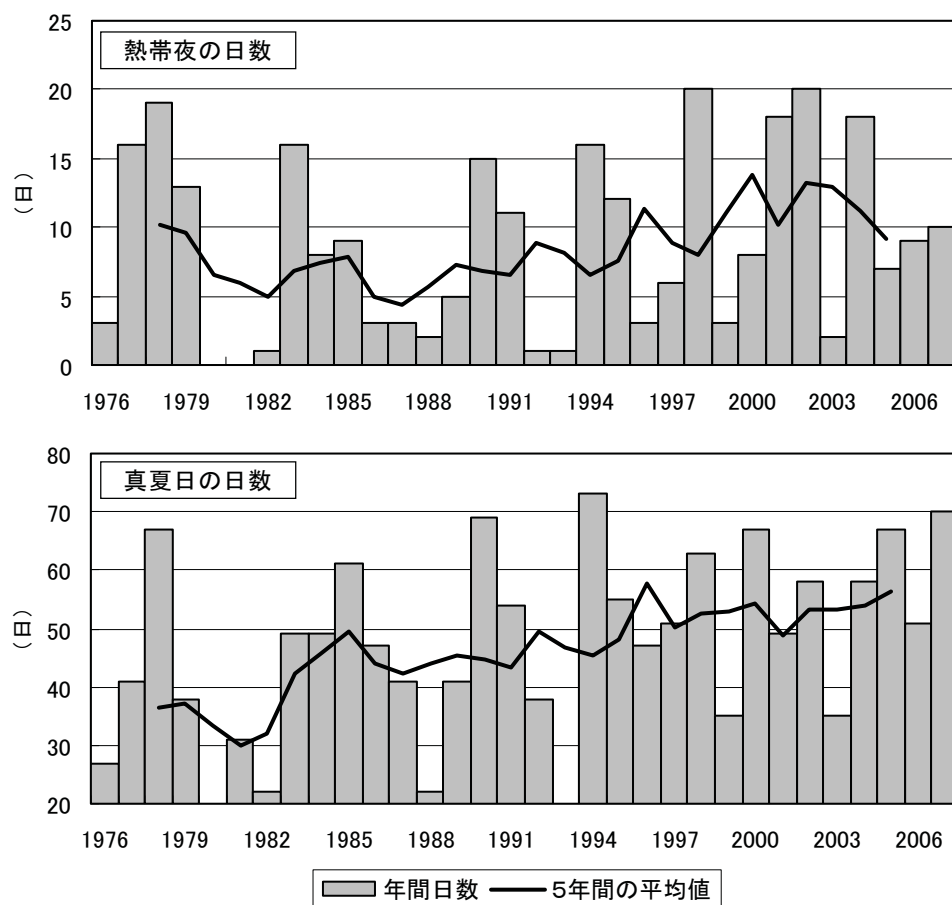
③ 気温の変化

ア 平均気温



【平均気温の変化】（資料：今治気象観測所）

イ 熱帯夜・真夏日の日数



【熱帯夜・真夏日の日数の変化】（資料：今治気象観測所）

④ 市の沿革

今治地方は、古墳時代の多くの遺跡や七世紀には伊予国府が置かれていたことが示すように、古くから政治、経済、文化の中心地でした。



【今治城】

中世には、村上氏等の水軍が台頭し、戦国の動向に大きな影響を与えました。慶長5年（1600年）に藤堂高虎が20万石の領主としてこの地に入り、今張を今治と改め今治城と城下町を築いて都市としての原型をつくりました。その後、松平（久松）氏の所領（今治藩と一部が松山藩）となり、明治2年の版籍奉還まで治めました。

明治22年の市町村制の施行により陸地部の中心が今治町となり、大正9年には日吉村と合併して今治市が誕生しました。その直後より港湾の整備を進め、大正11年に今治港が四国初の開港場（外国貿易港）となりました。

昭和に入ってから、周辺町村との合併、編入を経て、昭和37年には人口が10万人を超えました。この間、戦災に遭いながらも港を中心とした商業都市として、また、タオル、縫製、造船等が基幹産業としてめざましい発展をとげました。近年では、今治駅西地区土地区画整理事業の市街地整備も進められ、平成11年には瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）が開通しています。



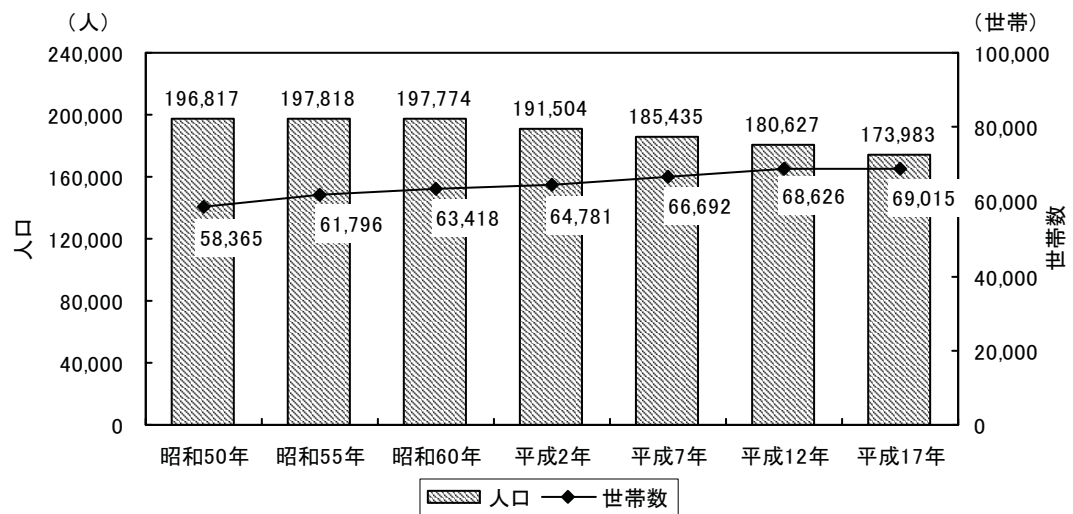
【瀬戸内しまなみ海道】

平成17年1月、今治市と越智郡11か町村が合併し市域面積約420平方キロメートル、人口約18万人となり、松山市に次ぐ県下第2の都市に生まれ変わりました。

瀬戸内海の風光明媚な景観と、大山祇神社や水軍城跡等の歴史遺産、瀬戸内しまなみ海道等の観光資源に恵まれているほか、大型船の生産実績が国内の4分の1を占めるなど、造船と海運業を中核とした海事関連企業の一大集積地となっています。

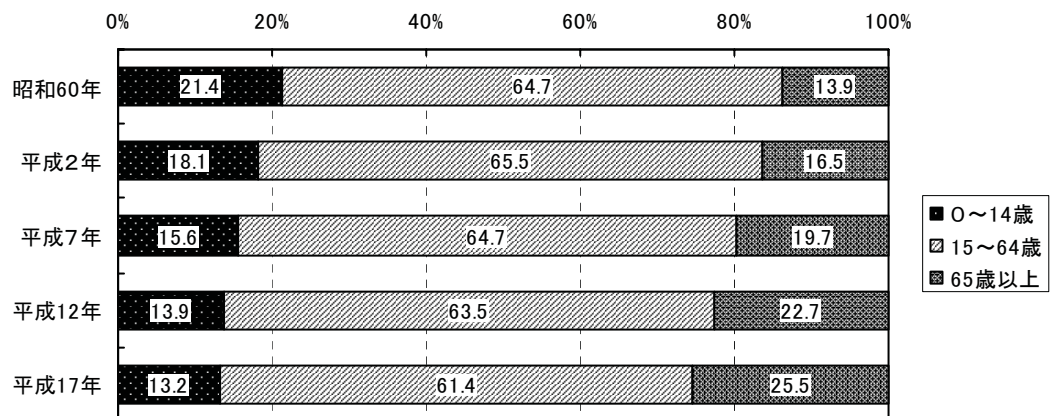
⑤ 人口の推移

ア 人口・世帯数

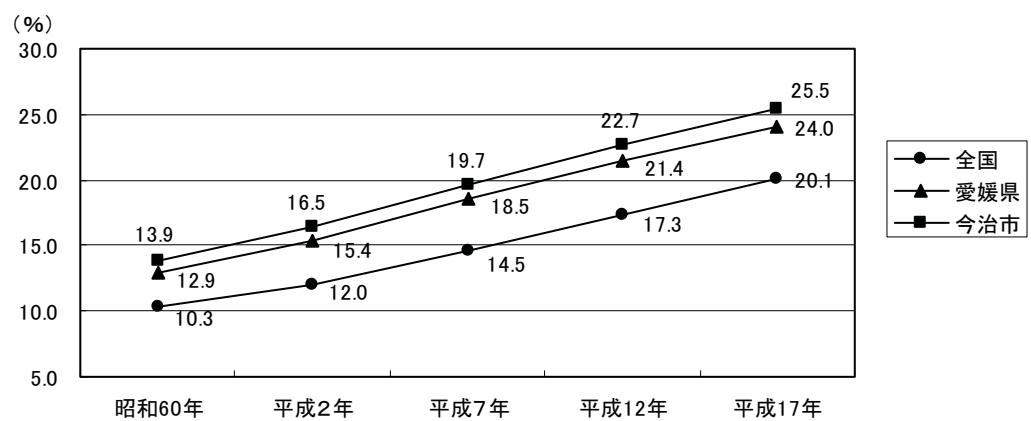


【人口・世帯数の推移】(資料：国勢調査)

イ 年齢別人口



【年齢別人口の推移】(資料：国勢調査)



【高齢化率の推移】(資料：国勢調査)

⑥ 市街地の状況

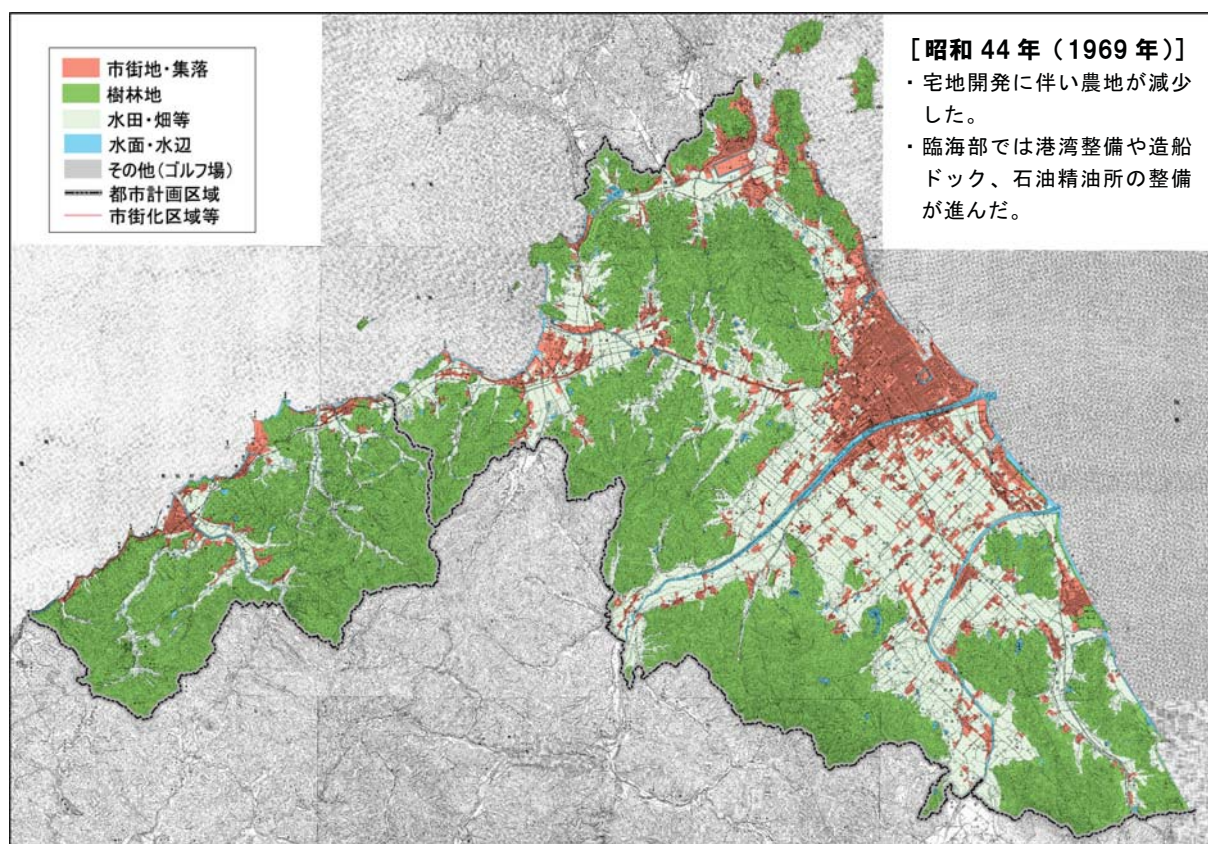
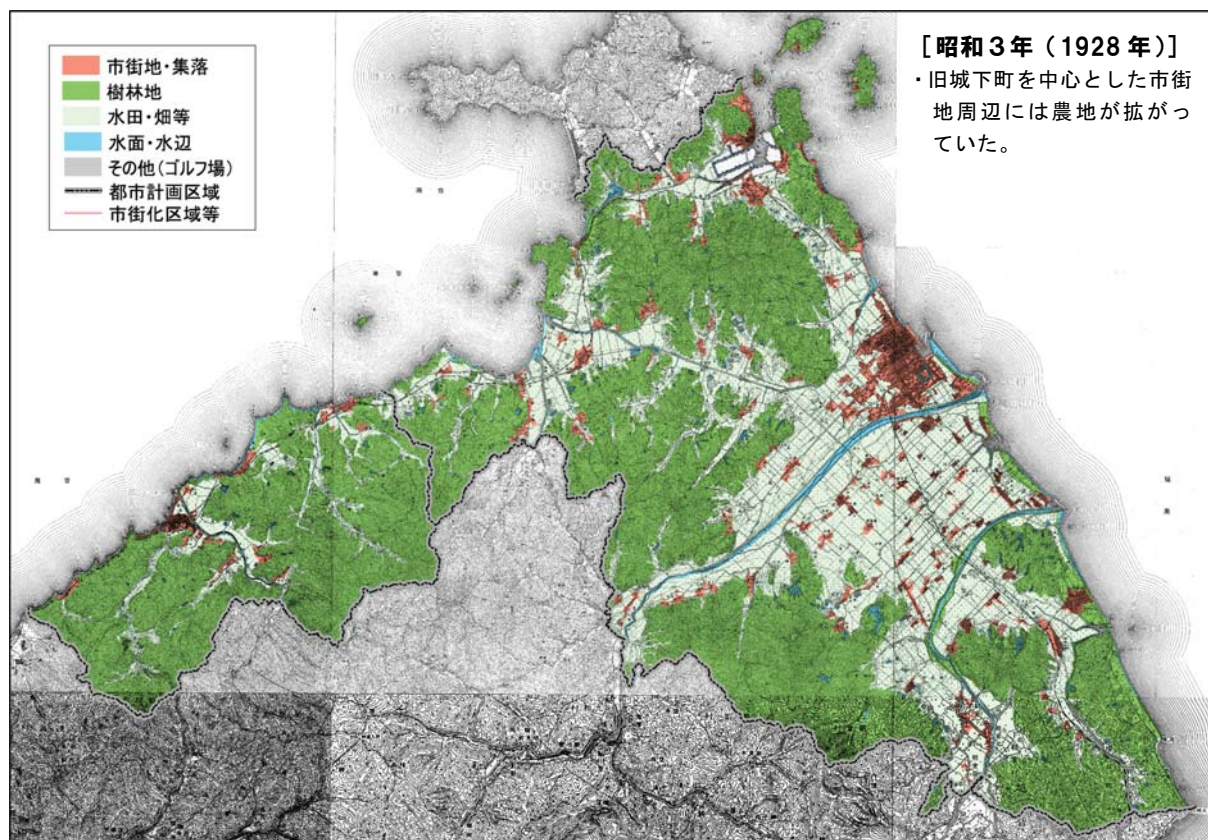
【市街化区域等の指定状況】

単位：ha、人、人/ha、%

	面 積	人 口	総面積に占める割合	総人口に占める割合
今治広域都市計画区域	11,866.0	134,314	28.3	76.6
市街化区域	2,291.4	86,306	5.5	49.2
市街化調整区域	9,574.6	48,008	22.8	27.4
菊間都市計画区域	2,789.0	7,126	6.6	4.1
用途地域指定区域	186.3	3,394	0.4	1.9
用途地域指定区域外	2,602.7	3,732	6.2	2.1
都市計画区域	14,655.0	141,440	34.9	80.7
市街化区域等	2,477.7	89,700	5.9	51.2
市街化調整区域等	12,177.3	51,740	29.0	29.5
行政区域	41,969.0	175,335	100.0	100.0

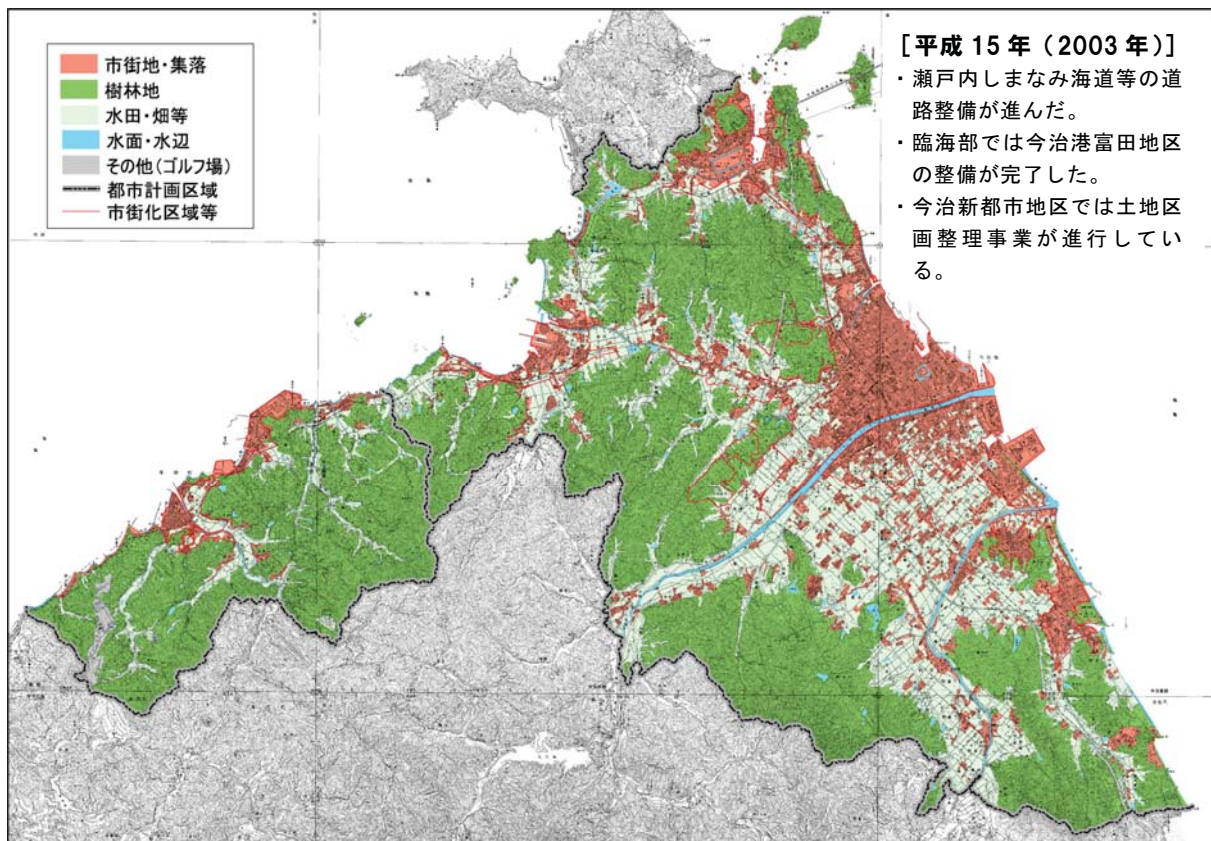
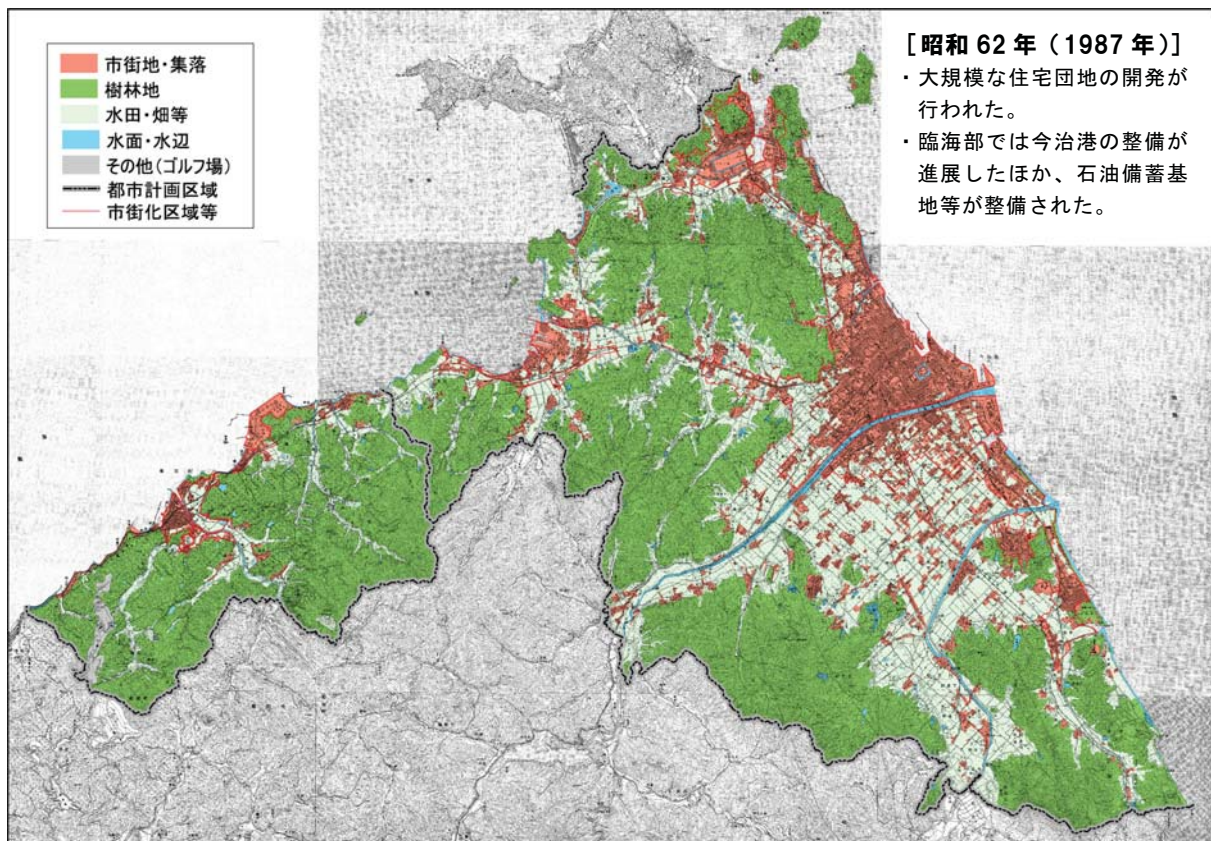
資料：今治市の都市計画 2006、住民基本台帳

注：平成 19 年 3 月 31 日現在



資料：国土地理院刊行の旧版地形図、数値地図をもとに作成

【都市計画区域内の緑と市街地の変遷】



資料：国土地理院刊行の旧版地形図、数値地図をもとに作成

【都市計画区域内の緑と市街地の変遷】

2. 緑の保全・創出の取組と状況

(1) 緑の現況量

【市全体の緑の現況量】

単位：ha、%

緑被地の区分	市全体		都市計画区域		都市計画区域外	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
自然林	62.9	0.2	1.2	0.0	61.7	0.3
植林（スギ、ヒノキ等）	7,279.2	21.9	960.4	9.2	6,318.8	27.6
二次林	14,980.1	45.0	4,695.4	45.1	10,284.7	45.0
海岸林	17.7	0.1	16.3	0.2	1.4	0.0
竹林	1,118.9	3.4	323.9	3.1	795.0	3.5
草地	284.1	0.8	132.9	1.3	151.2	0.6
果樹園	5,370.8	16.1	1,417.8	13.6	3,953.0	17.3
水田	3,181.6	9.5	2,021.4	19.4	1,160.2	5.1
畑	408.7	1.2	338.2	3.2	70.5	0.3
水面・水辺	452.6	1.4	373.3	3.6	79.3	0.3
植栽地	131.4	0.4	131.4	1.3	0.0	0.0
緑の現況量	33,288.0	100.0	10,412.2	100.0	22,875.8	100.0
面積	41,969.0		14,655.0		27,314.0	
緑の割合	79.3		71.0		83.8	

【都市計画区域の緑の現況量】

単位：ha、%

緑被地の区分	都市計画区域		市街化区域等		市街化調整区域等	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
自然林	1.2	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0
植林（スギ、ヒノキ等）	960.4	9.2	0.1	0.0	960.3	9.7
二次林	4,695.4	45.1	41.3	8.9	4,654.1	46.8
海岸林	16.3	0.2	1.1	0.2	15.2	0.2
竹林	323.9	3.1	42.1	9.1	281.8	2.8
草地	132.9	1.3	10.0	2.2	122.9	1.2
果樹園	1,417.8	13.6	38.3	8.2	1,379.5	13.9
水田	2,021.4	19.4	206.7	44.4	1,814.7	18.2
畑	338.2	3.2	37.1	8.0	301.1	3.0
水面・水辺	373.3	3.6	26.6	5.7	346.7	3.5
植栽地	131.4	1.3	61.8	13.3	69.6	0.7
緑の現況量	10,412.2	100.0	465.1	100.0	9,947.1	100.0
面積	14,655.0		2,477.7		12,177.3	
緑の割合	71.0		18.8		81.7	

資料：空中写真（平成17年8月撮影）、現存植生図（自然環境保全基礎調査、環境省、1982年）等

注1：平成19年4月1日現在

注2：緑の現況量（緑被地の面積）は図上計測による。

注3：都市計画区域と都市計画区域外で調査精度を変えて調査している。

都市計画区域においては、空中写真の判読等をもとに、おおむね300㎡以上の緑被地を抽出している。都市計画区域外においては、空中写真の判読等により現存植生図を時点修正し、緑被地を抽出している。

注4：都市計画区域の面積は、今治広域都市計画区域と菊間都市計画区域をあわせた面積である。

【緑被地の解説】

緑被地の区分		解 説
自然林		自然林とは、人為的影響を受けていない植生をさす。 ここではツガ林、ブナ林、シイ林など、現存植生図（自然環境保全基礎調査、環境省、1982 年）において自然植生とされているものを捉えている。
植林（スギ・ヒノキ等）		植林とは、材木を得るために植えられたスギやヒノキなど、単一樹種で林冠を構成する植生をさす。（多様な樹種で構成される二次林と区別している。）
二次林		二次林とは、アカマツやコナラ等の薪炭林や農用林として古くから人間生活と関わりある樹林で、人との関わりのもと成立する植生をさす。 海岸林以外のクロマツ群落も二次林として捉えている。
海岸林		海岸林とは、白砂青松の景観を形成している海岸に植えられた松林をさす。 志島ヶ原や桜井海岸等のクロマツ等を海岸林として捉えている。
竹林		竹林とは、人里近い環境で人との関わりのもと成立するモウソウチク、マダケ、ハチクなど、単一樹種で林冠を構成する植生をさす。
草地		左記のとおり。
果樹園		左記のとおり。
水田		左記のとおり。
畑		左記のとおり。
水面・水辺		河川やため池等の水域及び河道内の水域以外をさす。
植 栽 地	都市公園の植栽地	都市公園の区域内の植栽をさす。
	公共公益施設の植栽地	公共建築物の敷地内の植栽や街路樹等をさす。
	民有地の植栽地	住宅や商業施設、工場等の敷地内の植栽をさす。

(2) 市民、企業の参加・協力等の状況

① 企業の森林づくり活動

【企業の森林づくり活動への参加企業】

	企業名	活動場所	活動面積
1	太陽石油株式会社	今治市太陽が育む森 (玉川町陣ヶ森地区)	41.8ha

注 : 平成 19 年 8 月 22 日現在

② 道路、河川の維持管理の取組

【あいロード・愛ロードの活動団体】

	団体名	路線名	活動延長	活動人数
1	今治育成園	(国)196 号	700m	80 人
2	今治ワークス	(国)196 号	700m	44 人
3	山鳥ボランティアクラブ	(国)196 号	700m	22 人
4	花いっぱい大西	(国)196 号	3,800m	157 人
5	株式会社今治大丸	(国)317 号等	150m	10 人
6	今治小学校	(国)317 号	200m	38 人
7	近見みつばちグループ	(国)317 号	400m	25 人
8	常盤町四丁目中・下自治会	(国)317 号	360m	12 人
9	常盤町四丁目上東町内会	(国)317 号	120m	6 人
10	今治郵便局	(主)今治波方港線	50m	8 人
11	ゆうゆうヘルプ波方	(主)大西波止浜港線	400m	15 人
12	中央建設株式会社	(一)才の原菊間線	2,000m	15 人
13	四国陸運株式会社	(主)今治波方港線	370m	20 人
14	日興建設株式会社	(一)玉川菊間線	2,300m	12 人
15	宮窪連合婦人会	(主)大島環状線	1,800m	20 人
16	さくらんぼの会	(国)317 号	850m	15 人
合 計			14,900m	499 人

【愛りバーの活動団体】

	団体名	河川名	活動区間	活動人数
1	今治市立花環境美化推進会	蒼社川	200m	50 人
2	河南町老人クラブ葉の花グループ	蒼社川	200m	25 人
3	河南町老人クラブコスモスグループ	蒼社川	220m	22 人
4	河南町老人クラブさくらグループ	蒼社川	250m	22 人
5	今治衛生企業組合	頓田川	500m	70 人
6	地域づくり研究会源流	木地川	300m	22 人
7	菊間小学校	菊間川	250m	80 人
合 計			1,920m	291 人

注 : 平成 19 年 4 月 1 日現在

③ 緑の少年団

【緑の少年団の結成状況】

団体名		団体名	
1	富田小学校緑の少年団	8	常盤緑の少年団
2	桜井緑の少年団	9	朝倉緑の少年団
3	乃万小緑の少年団	10	九和小緑の少年団
4	立花みどりの少年団	11	鴨部小学校緑の少年団
5	日高緑の少年団	12	大西町緑の少年団
6	西中学校緑の少年団	13	宮窪緑の少年団
7	国分みどりの少年団	14	伯方小学校緑の少年団

注 : 平成 19 年 4 月 1 日現在

(3) 建築物や施設の緑化状況

① 道路の緑化状況

【都市計画道路の緑化状況】

単位：m、%

道路の種類		計画延長	施行済延長	緑化延長	緑化率
自動車専用道路	小計	11,550	1,600	1,600	100.0
幹線街路	小計	98,060	63,807	44,186	69.2
区画街路	小計	8,570	6,606	1,545	23.4
特殊街路	小計	1,760	193	0	0.0
合 計		119,940	72,206	47,331	65.5

資料：街路台帳

注1：平成19年4月1日現在

注2：緑化率は施行済延長に対する緑化延長の割合

② 公共公益施設の緑化状況

【主要な公共施設の緑化状況】

単位：ha、%

施設の種類		敷地面積	緑被面積	緑被率
官公庁施設	小計	7.07	0.36	5.1
教育施設	小計	75.80	7.17	9.5
文化施設	小計	7.01	0.49	7.0
福祉施設等	小計	3.35	0.33	10.0
処理施設	小計	9.25	1.97	21.3
合 計		102.47	10.33	10.1

資料：空中写真（平成17年8月撮影）等

注1：平成19年4月1日現在

注2：緑被面積は図上計測による。

注3：都市計画区域内の施設を対象としている。

注4：敷地面積及び緑被面積は、実質的に㎡単位で集計しているため合計があわない。

③ 市街化区域等における建築物の緑化状況

【市街化区域等における建築物の緑化状況】

単位：建築物数、%

区 分		建築物数	割 合
生垣により緑化されている	道路側	4,635	13.4
	道路側以外	1,111	3.2
庭木により緑化されている	概ね 10 m ² 以上	6,916	20.0
	概ね 10 m ² 未満	6,109	17.7
低木により緑化されている		1,561	4.5
芝生により緑化されている		48	0.1
敷地内が緑化されている建築物		20,380	59.1
屋上緑化がされている建築物		17	0.0
緑化されている建築物 小計		20,397	59.1
緑化されていない建築物 小計		14,108	40.9
建築物 合計		34,505	100.0

資料：空中写真（平成 17 年 8 月撮影）等

注 1：平成 19 年 4 月 1 日現在

注 2：建築物数は、一敷地を一建築物として取り扱っている。工場、店舗等は複数棟あっても、同一用途であれば一敷地としている。

注 3：生垣に加え庭木、低木、芝生等により緑化されている建築物は「生垣により緑化されている」に含む。

注 4：庭木に加え低木、芝生等により緑化されている建築物は「庭木により緑化されている」に含む。

注 5：低木に加え、芝生等により緑化されている建築物は「低木により緑化されている」に含む。

注 6：「芝生により緑化されている」は庭に芝生のみがある場合、「屋上緑化がされている建築物」は屋上のみ緑化されている場合である。

(4) 都市公園等の整備と地域制緑地の指定状況

① 都市公園等の整備状況

【都市公園等の整備状況】

区 分			箇所数	面積 (ha)	水準 (㎡/人)
都市公園	身近な公園 (住区基幹公園)	街区公園	55	12.34	0.7
		近隣公園	5	5.70	0.3
		地区公園	7	33.90	1.9
		小計	67	51.94	3.0
	都市基幹公園	総合公園	3	40.22	2.3
		運動公園	1	7.64	0.4
		小計	4	47.86	2.7
	特殊公園	風致公園	1	4.82	0.3
		歴史・植物等	4	18.23	1.0
		小計	5	23.05	1.3
	墓園		1	11.62	0.7
	都市緑地		10	8.19	0.5
	広場公園		1	0.05	0.0
都市公園	小計	88	142.72	8.1	
都市公園等	その他の公園	65	24.02	1.4	
	健康広場	25	3.50	0.2	
	レクリエーション広場	6	1.68	0.1	
	スポーツ広場	3	1.41	0.1	
	ちびっこ広場	67	3.16	0.2	
	老人農園	12	1.17	0.1	
	市民農園	3	0.61	0.0	
	多目的広場	8	3.74	0.2	
	港湾緑地	13	6.24	0.4	
	小中学校グラウンド	52	45.67	2.6	
	その他	3	19.51	1.1	
	都市公園以外の公園緑地	小計	257	110.69	6.3
	都市公園等	合計	345	253.41	14.5
人 口			175,335		

注1：平成19年4月1日現在

注2：整備面積は、実質的に㎡単位で集計しているため合計等が合わない。

【主な都市公園等】

単位：ha

名 称	区 分	面 積	整備の経緯と概要
東村海岸公園	都市公園 (地区公園)	4.83 (一部未開設)	東村海岸の砂浜と背後の松林等を生かした海岸公園として整備された地区公園。昭和 51 年に総合公園として計画決定されたが平成 16 年に地区公園に変更された。
波方公園	都市公園 (地区公園)	9.51 (一部未開設)	海山の丘陵地に整備された地区公園。地域住民のスポーツ、レクリエーション活動を普及、奨励するため昭和 49 年に計画決定された。野球場、テニスコート、体育館等が整備されているほか、歴史民俗資料館がある。
朝倉緑のふるさと公園	都市公園 (地区公園)	5.18	自然愛護の精神を養う野外活動の場として整備された自然型の地区公園。緑の少年団発祥の地として記念碑、全国県木の森、緑の学習棟が整備されているほか、ふるさと美術古墳館がある。
瓦のふるさと公園	都市公園 (地区公園)	5.40	J R 菊間駅南側の丘陵地に整備された地区公園。菊間瓦の伝統、歴史と自然を融合させた公園として平成 8 年に計画決定された。中四国最大級のローラー滑り台等があるほか、展望時計台からは瀬戸内海を一望できる。
亀岡地区公園	都市公園 (地区公園)	2.11	大規模な石油コンビナートの非常災害に備え、周辺地域の住民が避難するための防災緑地として整備された地区公園。多目的広場が整備されているほか、住民の憩いの場となるコミュニティセンターが併設されている。
緑の広場	都市公園 (地区公園)	5.05	地域住民の憩いの場、レクリエーション活動の場、災害時の避難の場として整備された地区公園。多目的広場、総合体育館が整備されているほか、山頂展望所からは瀬戸内海を一望できる。
桜井総合公園	都市公園 (総合公園)	15.78 (一部未開設)	湯ノ浦ハイツの建設を機に国有林の払い下げにより整備された総合公園。昭和 51 年に計画決定された。瀬戸内海国立公園や湯ノ浦ハイツ等と一体となって、史跡の散策や保養、レクリエーションの場として利用されている。
玉川総合公園	都市公園 (総合公園)	10.90	自然を生かした総合公園。昭和 59 年に計画決定され、スポーツ、レクリエーション、文化活動の場として、約 1.5ha の多目的グラウンドが整備されているほか、宿泊研修施設等が整備されている。
藤山健康文化公園	都市公園 (総合公園)	13.55	皆廻池や妙見山古墳等を生かした総合公園。健康と文化の場づくりを目的として昭和 63 年に計画決定された。アスレチックや芝生広場等が整備されているほか、藤山歴史資料館がある。
大新田公園	都市公園 (運動公園)	7.64	昭和 28 年に開催された国体の軟式野球の会場として、紡績企業の跡地に整備された運動公園。野球場をはじめ、市営プール、テニスコート、レクリエーション広場等が整備されている。
鹿ノ子池公園	都市公園 (風致公園)	4.82 (一部未開設)	鹿ノ子池の優れた自然環境の確保、享受を目的とした風致公園。昭和 51 年に計画決定され四国で初めての都市緑化植物園として整備された。樹木の見本園や緑の相談所等が設置されているほか、桜の名所となっている。
吹揚公園	都市公園 (歴史公園)	7.37	今治城跡に整備された歴史公園。大正 3 年に開設された今治市で最初の公園であり、昭和 55 年には市制 60 周年を記念して天守閣等が建造された。今治城は、藤堂高虎によって築城された全国的にも珍しい海城であり、市街地のシンボルとなっている。また、希少植物の群落が生息している。
市制 50 年記念公園	都市公園 (植物公園)	8.64 (一部未開設)	市街地中心部に近接する緑の確保、整備を目的とした植物公園。市制 50 年記念事業の一環として整備された際には市民による献木がなされた。昭和 51 年に計画決定され、市民の森・フラワーパークや野外ステージ等が整備されている。
大谷墓園	都市公園 (墓園)	11.62 (一部未開設)	今治港の整備に伴う天保山墓地の移転適地として選定されたのが整備の始まりで、名所となっている桜はその時に植樹された。その後、昭和 23 年に計画決定され、墓地需要の拡大に伴い区域の拡張変更がなされている。

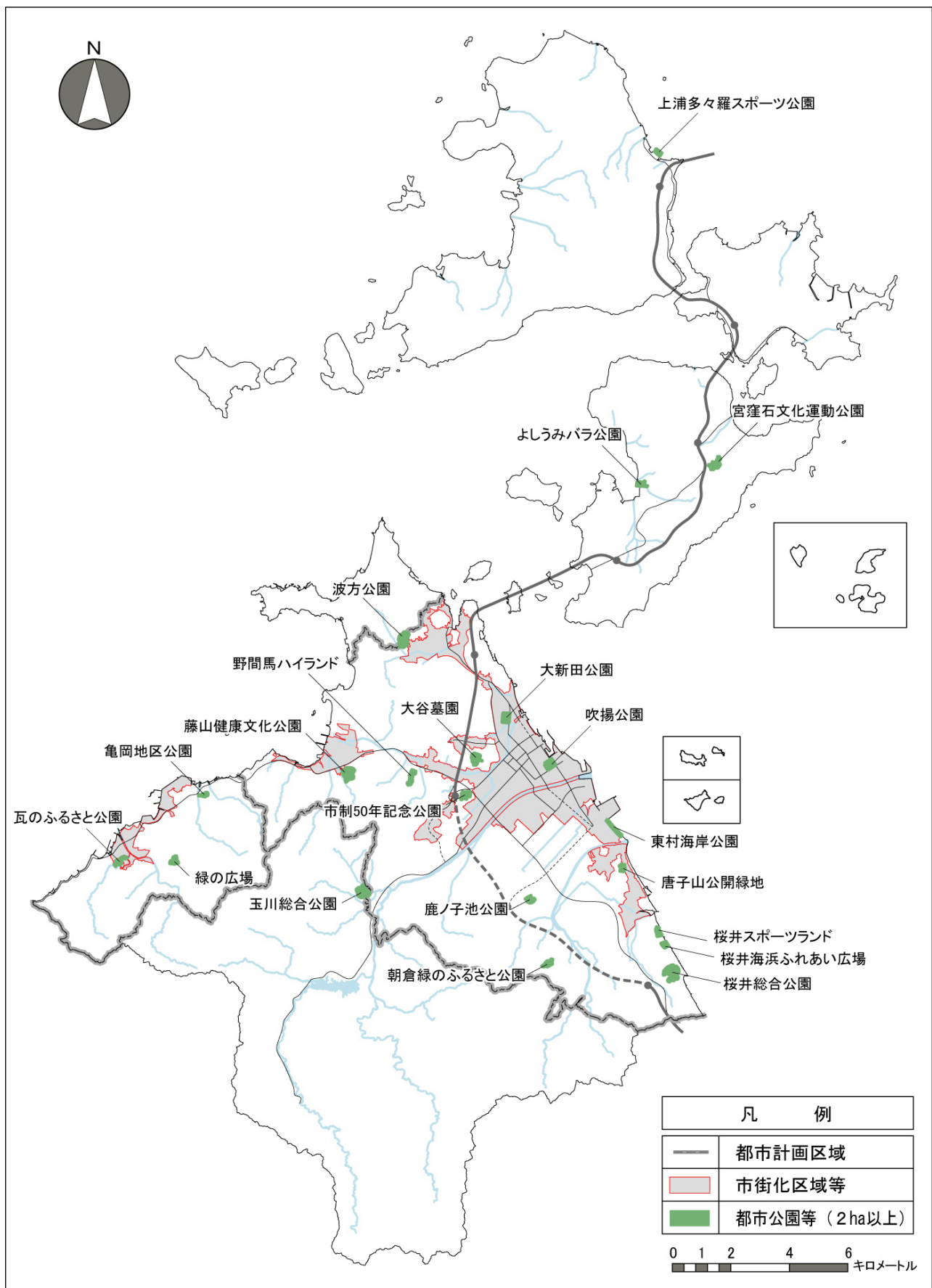
注：平成 19 年 4 月 1 日現在

【主な都市公園等】

単位：ha

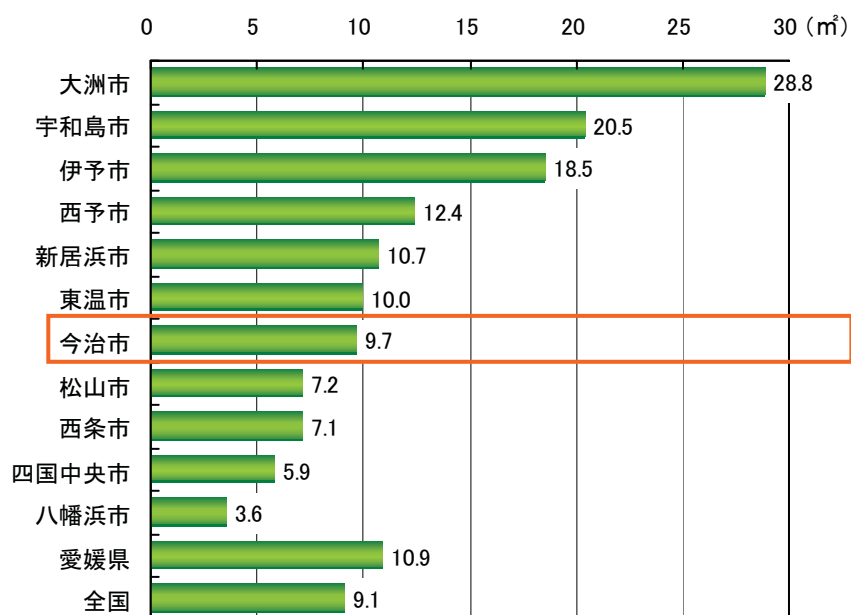
名 称	区 分	面 積	整備の経緯と概要
唐子山公開緑地	都市公園 (都市緑地)	3.38	唐子台団地に隣接する丘陵地に整備された都市緑地。風光明媚な瀬戸内海国立公園の景観を愉しむことができる散策や休息の場として整備された。園内には今治藩主の墓があるほか、周囲には国分寺跡等の多くの史跡が残る。
桜井海浜ふれあい広場	都市公園以外 の公園緑地	3.06	CGZ（コースタル・コミュニティ・ゾーン）の一環として、海水浴、キャンプ、スポーツ等を楽しめる公園として整備された。近くには桜井スポーツランドや桜井総合公園がある。
よしうみバラ公園	都市公園以外 の公園緑地	3.04	世界各地のバラ 400 種、6,500 株が植栽されている日本でも数少ないバラの公園。平成 16 年には、旧吉海町の町制 50 周年を記念して芝生広場や子どもが遊べる遊具等が整備されている。
上浦多々羅スポーツ公園	都市公園以外 の公園緑地	2.79	世界一の斜張橋である多々羅大橋のたもとに整備された公園。広々としたドーム型の体育館やテニスコート、温水プール等が整備されている。
野間馬ハイランド	都市公園以外 の公園緑地	5.61	日本在来馬である希少な野間馬の有効活用と飼育環境の整備を目的とした公園。野間馬は市指定文化財（天然記念物）に指定されている。
桜井スポーツランド	都市公園以外 の公園緑地	4.10	桜井レクリエーションゾーンの整備の一環として、昭和 60 年にテニスコート 10 面と多目的広場が整備された。多目的広場は第 4 種公認陸上競技場となっている。
宮窪石文化運動公園	都市公園以外 の公園緑地	9.80	高級御影石、大島石の文化の継承を目的とした公園。石のモニュメントを多数展示している。野球場、テニスコート等が整備されているほか、石文化伝承館がある。

注：平成 19 年 4 月 1 日現在



【主な都市公園等の整備状況】

■ 都市公園の整備状況（都市計画区域人口一人当たりの整備面積の比較）

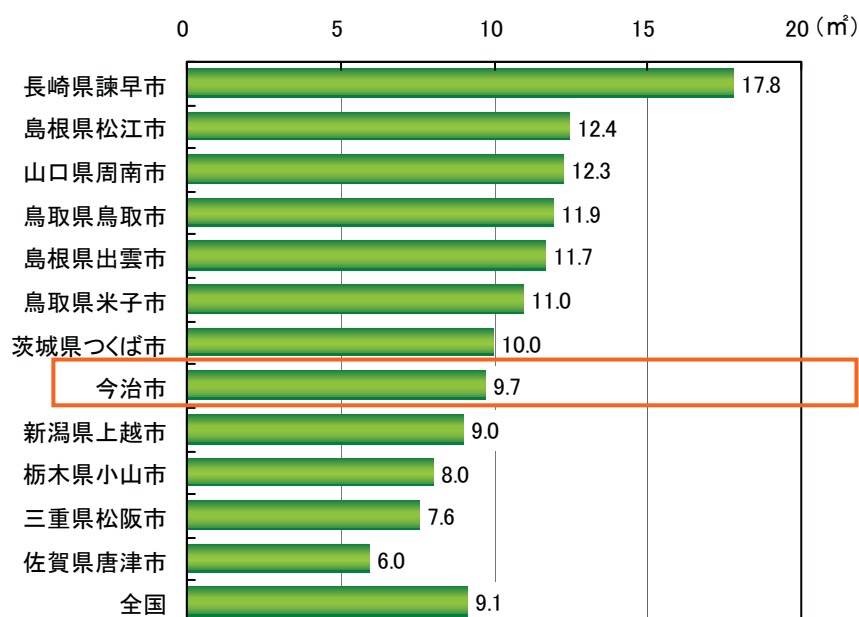


【県内主要都市の1人当たりの都市公園面積】

資料：平成17年度末都市公園等整備現況調査

注1：平成18年3月31日現在

注2：都市計画区域人口（142,010人）一人当たりの面積である。



【類似都市の1人当たりの都市公園面積】

資料：平成17年度末都市公園等整備現況調査

注1：平成18年3月31日現在

注2：都市計画区域人口（142,010人）一人当たりの面積である。

注3：類似都市は、人口が10～20万人の都市を抽出している。

② 地域制緑地の指定状況

【地域制緑地の指定状況】

単位：ha

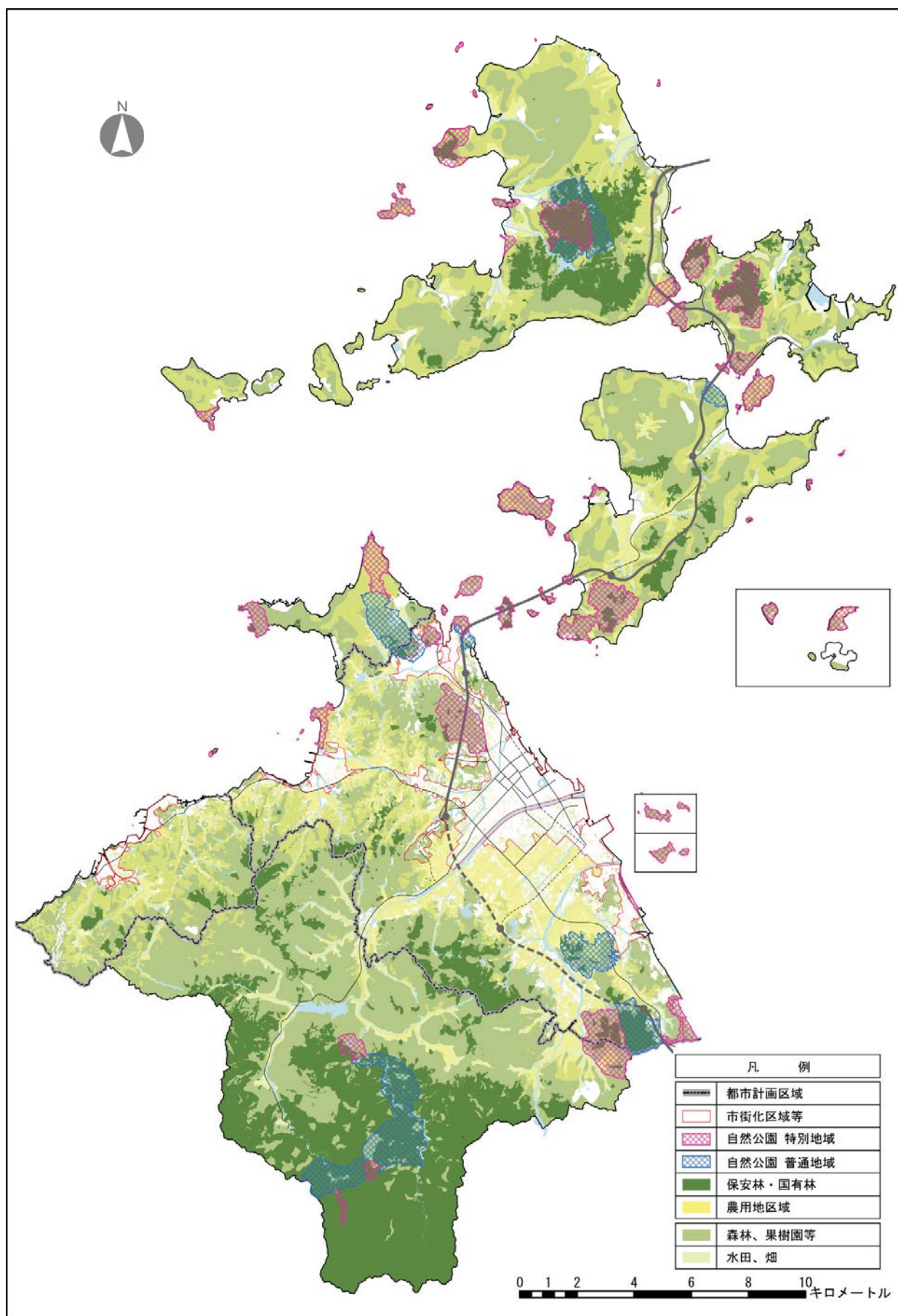
区 分				面 積	備 考	
法によるもの	瀬戸内海国立公園	第 1 種特別地域		23. 93	自然公園法	
		第 2 種特別地域		2, 514. 73		
		第 3 種特別地域		9. 11		
		普通地域		1, 132. 72		
	奥道後玉川県立自然公園	第 1 種特別地域		21. 00		
		第 2 種特別地域		101. 00		
		第 3 種特別地域		0. 00		
		普通地域		1, 037. 00		
	自然公園		小計	4, 839. 49		
	農業振興地域		農用地区域	6, 719. 00	農業振興地域整備法	
	保安林			7, 933. 00	森林法	
	地域森林計画対象民有林			21, 264. 00		
	国有林			976. 00		
	河川区域			295. 53	河川法	
自然海浜保全地区			11. 86	瀬戸内海環境保全特別措置法		
協定・条例等によるもの	史跡・名勝・天然記念物（国指定）			(8)	文化財保護法	
	史跡・名勝・天然記念物（県指定）			(20)		
	史跡・名勝・天然記念物（市指定）			(89)		
	保存樹（市指定）			(16)	今治市緑化条例	
	保存樹林（市指定）			(5)		
	地域制緑地			小計	42, 038. 88	
	地域制緑地間の重複				11, 450. 26	
地域制緑地			合計	30, 588. 61		

注1：平成19年4月1日現在

注2：瀬戸内海国立公園普通地域のうち、市街化区域と重複する一部の区域（26.02ha）については、地域制緑地の面積に計上していない。

注3：指定面積は、実質的に㎡単位で集計しているため合計があわない。

注4：（ ）内の数値は箇所数を表す。



【主な地域制緑地の指定状況】

③ 市街地における持続性のある緑（緑地）の現況

市街地における実質的な緑地の現況量

【緑地現況量】

単位：ha、%

区 分	市街化区域等	市街化区域等に隣接する地域	市街化調整区域等	都市計画区域	市全域
都市公園	32.2	58.6	110.5	142.7	142.7
都市公園以外の公園緑地	30.1	0.0	37.4	67.5	110.7
都市公園等 小計	62.3	58.6	147.9	210.2	253.4
法によるもの	27.7	60.5	7,859.4	7,887.1	30,588.6
協定・条例等によるもの	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域制緑地 小計	27.7	60.5	7,859.4	7,887.1	30,588.6
都市公園等・地域制緑地の重複	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
緑地 合計	90.0	119.1	8,007.3	8,097.3	30,842.0
面積	2,477.7	119.1	12,177.3	14,655.0	41,969.0
緑地率	8.1		65.8	55.3	73.5

注1：平成19年4月1日現在

注2：地域制緑地の面積は地域制緑地間の重複面積を除いた値である。

注3：地域制緑地の協定・条例等によるものには、今治市緑化条例に基づく保存樹・保存樹林があるが、小規模のため面積計上していない。

注4：市街化区域等に隣接する地域の緑地としては、市街化区域等に隣接する主な都市公園及び市街化区域等に囲まれて、線状に存在する河川を含めている。

注5：都市計画区域の面積は、今治広域都市計画区域と菊間都市計画区域をあわせた面積である。

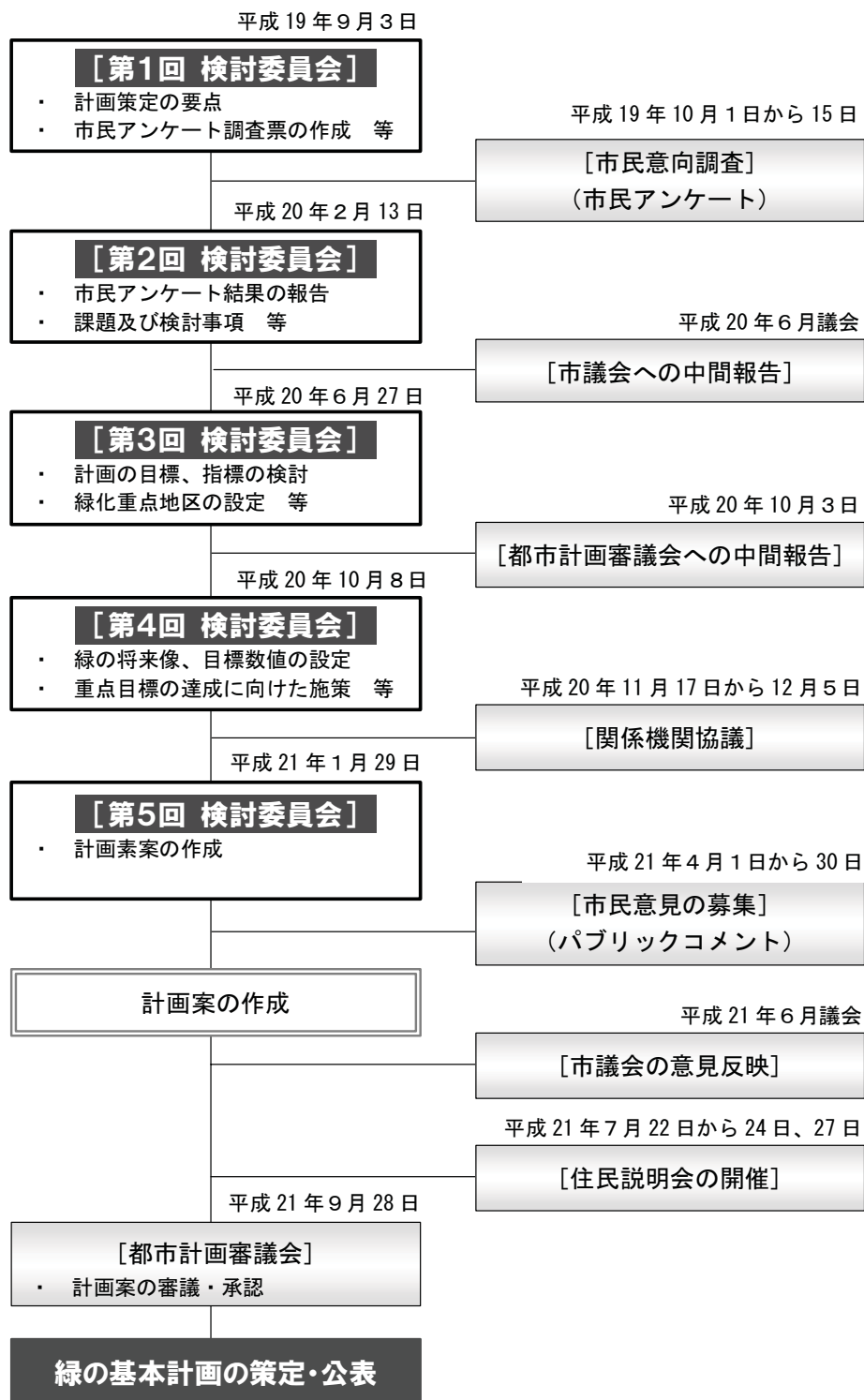
市街地における実質的な
緑地の現況量

$$8.1 \% = \frac{90.0 \text{ ha} + 119.1 \text{ ha}}{2,477.7 \text{ ha} + 119.1 \text{ ha}}$$

3. 計画策定の経過

① 今治市緑の基本計画策定の経過

計画策定に当たっては、次のとおり「今治市緑の基本計画検討委員会（委員長：江崎次夫 愛媛大学農学部 教授）」において検討を重ねるとともに、市民意向調査、計画案に対する市民意見の募集、地域別の住民説明会の開催等を行いました。



【今治市緑の基本計画策定の経過】

② 今治市緑の基本計画検討委員会

【今治市緑の基本計画検討委員会委員名簿】

所 属	氏 名	備 考
愛媛大学農学部 教授	江崎 次夫	委員長
今治ライオンズクラブ	二宮 幹雄	
国際ソロプチミスト今治	谷本 貴和子	
愛媛県建築士会今治支部女性部会	近藤 佳代	
愛媛植物研究会	小澤 潤	
鹿ノ子池公園緑の相談所	長岡 敏雄	
今治NPOサポートセンター	藤村 邦子	
今治市連合婦人会	川本 登倭子	
今治商工会議所女性会	越智 和美	
花いっぱい大西	村瀬 親由	
公募	守田 利彌	
公募	菅 美紀	
愛媛県東予地方局今治土木事務所建設企画課長	矢野 有	
今治市市民環境部長	越智 正規	
今治市建設部長	青野 信悟	

(前委員)

前愛媛県今治地方局建設部建設企画課長

二宮 敏夫

前今治市建設部長

飯野 俊廣

【今治市緑の基本計画検討委員会の開催状況】

回 数	日 時	検 討 事 項
1	平成 19 年 9 月 3 日	- 緑の基本計画の概要について - 策定の要点と策定スケジュールについて - 意見交換 - 市民意向調査について
2	平成 20 年 2 月 13 日	- 市民意向調査の報告について - 緑の現況調査の報告について - 課題及び検討事項について
3	平成 20 年 6 月 27 日	- 緑の現況調査の時点修正について - 計画の目標（案）について - 緑化重点地区（案）について
4	平成 20 年 10 月 8 日	- 緑の将来像について - 目標数値の設定について - 都市公園等の整備方針について - 重点目標の達成に向けた施策について
5	平成 21 年 1 月 29 日	- 緑の基本計画素案について - 今後のスケジュールについて - 素案公表用リーフレットについて

* 市民委員の公募：平成 19 年 6 月 15 日～7 月 13 日 募集人数：2 人以内

③ 計画策定への市民意見

計画策定については、趣旨に賛同する意見があったものの緑の管理面、財政面等での課題を指摘されました。頂いた意見をテーマ別に整理すると次のとおりです。

- ・ 西部丘陵公園について
- ・ 市街地の公園整備について
- ・ 樹木の寄付について
- ・ 生垣設置補助や花・苗木等の配布について
- ・ 緑の管理主体について
- ・ 島嶼部の緑について
- ・ 予算確保について

【市民意見の募集の実施状況】

意見募集期間	・ 平成 21 年 4 月 1 日(金)から 4 月 30 日(金)
案の縦覧方法	・ 都市政策課窓口及びホームページ
市民周知の方法	・ 広報今治 3 月 15 日号に記事掲載 ・ 素案公表用リーフレットを全戸配布（広報折込） ・ コミュニティ FM にて放送 ・ 市ホームページに掲載 ・ 本庁及び各支所への周知用ポスターの掲示
意見受付の方法	・ 電子メール、郵送、ファクシミリ、持参

【住民説明会の開催状況】

日時		場所	住民出席者
平成 21 年 7 月 22 日（水）	午後 2 時～	今治市総合福祉センター （愛らんど今治）	7 名
	午後 7 時～	4 階 多目的ホール	7 名
7 月 23 日（木）	午後 2 時～	今治市吉海学習交流館 2 階 会議室 1	10 名
7 月 24 日（金）	午後 2 時～	今治市伯方支所 2 階 大会議室	22 名
7 月 27 日（月）	午後 2 時～	今治市大三島公民館 2 階 中ホール	8 名
合 計			54 名

4. 用語解説



アドプト制度

アドプト (adopt) は、英語で「養子縁組する」という意味で、住民や企業等が道路・河川・公園等を「養子」に見立て、愛情を持って面倒をみる公共施設の里親制度。行政と住民等が互いの役割を定め、両者が協力して清掃美化活動を行う。

E S D

持続可能な開発のための教育の略称。2002年のヨハネスブルグサミットで日本が提案し、「国連E S Dの10年」が国連で採択された。日本では、この10年の重点的取り組み事項として、普及啓発、地域における実践、高等教育機関における取り組みを指定している。

一次避難地

「避難地」の一つ。地震や火災が発生した時に、住民が一時的に避難できるオープンスペース。大火の危険が迫った場合は避難中継基地となり、広域避難地に再避難する。

今治広域都市計画区域マスタープラン

今治広域都市計画区域を対象に、愛媛県が広域的見地から、区域区分の有無をはじめ、根幹的な都市施設の整備のあり方等を定めたもの。

今治市環境基本計画

今治市における環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたもの。

今治市景観計画

今治らしい景観づくりを推進するため、景観法に基づき、景観行政を実施すべき区域や当該区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めるもの。

今治市スポーツ振興計画

今治市の実情に即したスポーツの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。

今治市総合計画

今治市のまちづくりの最上位計画。市の将来像、

まちづくりの基本理念と基本方向、施策の大綱を明らかにした「基本構想」と、基本構想を実現するために施策を貫く視点を定め、基本目標、重点プロジェクト、主要施策を明らかにした「基本計画」から構成される。

今治市地域防災計画

風水害や地震等の災害に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧・復興対策を行うために必要な事項を定めたもの。

今治市都市計画マスタープラン

今治市の都市計画に関する基本的な方針であり、より地域に密着した見地から、土地の利用のあり方や道路、公園、下水道等の整備のあり方を定めたもの。

今治市緑化条例

市と住民が一体となって緑の保全育成に努めることを目的とした条例。市・住民・事業者の責務、緑地協定への援助、保存樹木等の指定、市の木及び市の花、緑の月間等について定めている。

今治新都市

瀬戸内しまなみ海道今治インターチェンジ周辺地区において、中心市街地の機能を補完する副次核として、産業系機能、居住系機能、スポーツ・レクリエーション機能のほか、高等教育機関や試験研究機関等から構成される多機能複合型の市街地を整備するもの。

今治西部丘陵公園

新都市整備と一体的に市が整備する公園。市民が自然とふれあうことのできる総合公園を予定し、面積は約35ha。

運動公園

市民全般の主として運動の利用を目的とする都市公園。公園面積の25%～50%の範囲において、陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館等を適宜配置するものとされている。

N P O

自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間レベルで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人、非営利団体等の総称。



街区公園

主として街区内に居住する者の利用を目的とする都市公園。市民に最も身近な公園。

風の道

ドイツのシュトゥットガルト市の都市計画で採用されたヒートアイランド現象に係る対策。郊外から都市内に吹き込む風の通り道で、都市中心部で暑くなった大気を冷やすことができる。

環境教育・環境学習

持続可能な生活様式や経済社会システムを実現するために、各主体が環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力を育成すること。

菊間都市計画区域マスタープラン

菊間都市計画区域を対象に、愛媛県が広域的見地から、区域区分の有無をはじめ、根幹的な都市施設の整備のあり方等を定めたもの。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用を目的とする都市公園。小学校の敷地程度の大きさが標準とされている。

区域区分

都市計画法に基づき、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。市街化調整区域では、開発許可制度により、一定の条件を備えた開発事業でなければ許可されず、無秩序な開発を抑制している。

広域避難地

「避難地」の一つ。大地震等で発生する市街地大火に対して広域避難の最終の目的地となる施設で、住民の生命の安全を確保する都市防災施設。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同体。生産・自治・風俗・習慣等で深い結びつきをもつ地域社会。

コンパクト

小さくて中身が充実していること。



財団法人愛媛の森林基金

緑輝く豊かな郷土づくりを目指して、昭和 61 年に設立された財団法人。森林及び緑化に関する普及啓発や森林の利活用の促進のほか、緑の募金を活用した緑の募金事業、放置森林の整備を行う森林適正管理事業等を実施している。

里山／里地里山

里山とは、人里近くにある、生活に結びついた山のこと。里地里山とは、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落をとりまく二次林(里山)と、それらと混在する農地、ため池等で構成される地域概念をいう。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発や整備等を行う区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化区域等

本計画では、今治広域都市計画区域の市街化区域及び菊間都市計画区域の用途地域が指定されている区域を市街化区域等とし、土地利用計画上の市街地として扱う。

自然海浜保全地区

瀬戸内海に残された自然海浜の保全とその下での海水浴等のレクリエーション利用を図るため、関係府県が瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区条例により指定した海浜の保全地区。

自然公園

自然公園法に基づき、すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された地域。今治市では、瀬戸内海国立公園と奥道後玉川県立自然公園が指定されている。

指定管理者制度

地方自治法の改正により、地方自治体の公の施設の管理運営に導入された制度。地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も議会の議決を経て公の施設の管理を行う指定管理者となることことができる。

社会資本

道路、鉄道、空港、港湾、公園緑地、下水道、治山・治水など、土木構造物を中心とした公共施設、生産や生活の基盤となるもの。

住区基幹公園

主として市民の日常的な利用を目的とする都市公園の総称。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

植物公園

植物園が公園の主要な施設となっている都市公園。温室、見本園等を適宜配置するものとされている。

水源涵養機能／水源の涵養

森林の形成する多孔質土壌を通じて雨水を浸透、貯留し、河川の流量を平準化させる機能で、国土保全機能、環境保全機能とともに森林の持つ公益的機能の一つとされる。

生物多様性の保全

多くの生物や生息環境が健全な状態で保全されていること。生物多様性は「遺伝子」「種」「生態系」の各レベルで多様性が確保されている必要がある。

総合公園

地域の自然や歴史・文化の活用を図り、市民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用を目的とする都市公園。休養施設、修景施設、自由広場、散策路等を総合的かつ有機的に配置するものとされている。



地域森林計画

森林法に基づき、森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標等を定めた計画。市町村森林整備計画の指針となるもので、都道府県知事が策定する。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。海面上昇、かんばつ等の問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

地区計画

地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路等の小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。地区計画の区域内では、建築物の緑化率の最低限度等を定めることができる。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする都市公園。地区住民の身近なスポーツを中心としたレクリエーション施設を主体に、休養施設、修景施設等を有機的に配置するものとされている。

地方分権

これまで国が持っていた権限や仕事の一部を、都道府県や市町村に移すこと。

都市基幹公園

主として1つの市町村の区域内に居住する者の利用を目的として、都市を単位として設けられる基幹的な都市公園の総称。その機能から総合公園、運動公園に区分される。

都市計画区域

市または一定の要件を備える町村の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域で、都道府県が都市計画法に基づき指定した区域。区域が指定されると当該区域を対象として都市計画が策定される。今治市では、今治広域都市計画区域と菊間都市計画区域が指定されている。

都市計画道路

将来の発展を予想して、都市計画で定められる主要な道路。

都市計画法

都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。都市計画区域の指定、都市計画マスタープランの策定、区域区分や用途地域等の設定、都市施設の計画など、都市計画の内容、その決定手続き、各種制限及び事業等について定めている。

都市公園

都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地等で、都市公園法に規定されているもの。街区公園、近隣

公園、地区公園、総合公園、運動公園等がある。

都市公園移動等円滑化基準

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づき、公園利用の基礎的な施設についてバリアフリーの基準を示したものの。

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

都市公園のバリアフリー化を推進するため、公園管理者等が公園施設のバリアフリー化のための整備を行う際の具体的な指針となるもの。

都市緑地

都市公園の一種で、都市の自然的環境の保全及び改善、都市景観の向上を図るための緑地。

都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。緑の基本計画の策定、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置付け、緑地保全地域内での行為規制、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務等について定めている。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。地権者から土地を提供（減歩）してもらい、この土地を公共用地に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。



ニーズ

必要性、要求のこと。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内の土地で、長期間にわたり農業経営を行う区域として、農業目的以外の土地利用が制限される区域。



バリアフリー

「障害をなくす」ことを表し、高齢者や障がいのある方等の日常生活や社会生活における物理的、心理的、情報に関わる障壁等を取り除いていくこと。

ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業等によって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭等に造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。

広場公園

市街地中心部における買い物客等の休憩の場、都市景観の向上に資する都市公園。

風致公園

樹林地や水辺地等の地域の自然条件に応じて、これらの風致を楽しむことを目的とする都市公園。運動施設等の積極的利用を目的とした施設は、原則として避けるものとされている。

保安林

森林法に基づく森林保護制度。水源涵養^{かんよう}、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全等を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

墓園

その面積の2/3以上を園地等とする、良好な景観を有した屋外レクリエーションの場となる墓地を含んだ都市公園。

保存樹・保存樹林

今治市緑化条例に基づき、市長が、良好な自然環境の確保または美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。

ホームページ

企業や個人等によってインターネットで情報が公開されている電子ページ（Webページとも称される）のこと。

ボランティア

社会事業等に自主的に参加し、無償の奉仕活動
をすること。



緑の少年団

青少年が主体となって緑化に係る広範な活動を
展開する団体。緑化を通じて次代を担う青少年の
育成を図るため、林野庁が主導し、都道府県、市
町村等が活動を援助している。



用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土
地利用を、都市計画法に基づいて定めた地域。土
地の使い方（建築物の用途）の制限とあわせて、
容積率や建ぺい率等の建築物の大きさなど、建て
方のルールを定めている。



緑地協定

都市緑地法に基づき、都市の良好な環境を確保
するため、土地所有者の合意によって緑地の保全
や緑化に関する協定を締結する制度。

歴史公園

史跡・名勝・天然記念物等の文化財を広く一般
に公開することを目的とする都市公園。歴史公園
に相応しい環境が形成されるような修景施設等を
配置するものとされている。

レクリエーション

仕事や勉強等の疲れを癒やし、精神的・肉体的
に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。



ワークショップ

住民参加のまちづくり等で、一方通行的な知や
技術の伝達でなく、参加者が主体となって積極的
に参加し、体験を重視し、「双方向性」や「相互作
用」を生かした参加体験型の学習や創造の場。

